

第1回 受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会

日時：平成20年3月26日（水）

13：30～15：30

場所：東海大学交友会館 富士の間

次 第

議 題

- 1 受動喫煙防止対策の現状について
- 2 その他

【 配 付 資 料 一 覧 】

- | | |
|--------|---|
| 資 料 1 | 受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会開催要綱 |
| 資 料 2 | 我が国におけるたばこ対策の概要について |
| 資 料 3 | 受動喫煙防止対策の実施状況 |
| 資 料 4 | 受動喫煙防止対策のあり方に関する論点（案） |
| 参考資料 1 | 受動喫煙防止対策について（平成 15 年 4 月 30 日 健発第 0430003 号） |
| 参考資料 2 | 職場における喫煙対策のためのガイドラインについて（平成 15 年 5 月 9 日 基発第 0509001 号） |
| 参考資料 3 | 分煙効果判定基準策定検討委員会報告書 |
| 参考資料 4 | たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（和文・英文） |
| 参考資料 5 | たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン（和文・英文） |

受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会 開催要綱

1. 目的

受動喫煙については、喫煙習慣を持たない者にとって不快と感じられるだけでなく、肺がん、循環器疾患等の危険性を増大させることが明らかになっていることから、健康増進法、健康日本21等に基づき、受動喫煙防止対策を推進している。こうした取組により、公共の場及び職場における分煙に対する取組は増加しているものの、健康日本21の中間評価報告書において、あらゆる受動喫煙場面における非喫煙者を保護するための環境づくりの必要性が指摘された。さらに、平成19年7月、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約第2回締約国会議において、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択されたこと等を踏まえ、我が国における受動喫煙防止対策をより一層推進するための方策について、厚生労働省健康局長の下、有識者の参集を求め、所要の検討を行う。

2. 検討事項

- (1) 効果的な受動喫煙防止対策について
- (2) 受動喫煙防止対策を普及するための方策について
- (3) その他

3. 検討会参集者

別紙参照

4. その他

- (1) 検討会に座長を置くものとする。
- (2) 健康局長は、必要に応じ、その他学識経験者等の参集を求めることができる。
- (3) 検討会の庶務は、厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室が行う。
- (4) 本要綱に定めるもののほか、その他検討会の運営に関して必要な事項は、検討会において定める。

我が国における受動喫煙防止対策 の現状について

厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室

「健康日本21」におけるたばこ対策の取組について

これまでの取組

健康日本21

知識の普及

- ・ホームページ、シンポジウム等による普及啓発活動

未成年者喫煙防止

- ・未成年者喫煙防止対策WGの開催
- ・たばこ対策緊急特別促進事業（補助金）による都道府県での施策の推進

受動喫煙の防止

- ・健康増進法第25条
- ・職場における喫煙対策のためのガイドライン
- ・たばこ対策緊急特別促進事業（補助金）による都道府県での施策の推進

禁煙支援

- ・市町村等における禁煙指導等
- ・地方自治体等の担当者に対する講習会の実施

現在の状況

- ・喫煙率（H16年国民健康・栄養調査）
男性：43.3%
→他の先進国と比べて高い喫煙率
女性：12.0%
→喫煙率が上昇傾向（特に20歳代～30歳代）

- ・全体的に減少傾向にある（例）高3男子
H12：36.9% → H16：21.7%
- ・たばこ自動販売機は、現在、約60万台が設置され、未成年者のたばこの主な入手経路となっている。（H16年厚生労働科学研究による調査結果）

- ・職場や公共施設において、対策に取り組んでいる割合は増加。（H17年職場における喫煙対策実施状況調査／H16年地方自治体庁舎等における禁煙・分煙の実施状況調査）

- ・飲食店や娯楽施設等における取組が依然不十分との指摘。

- ・現在習慣的に喫煙している者のうち、「たばこをやめたい」「本数を減らしたい」と回答した者の割合は全体で男女とも約7割。（H15年国民健康・栄養調査）

たばこ規制枠組条約に沿った対策の強化
（たばこ対策関係省庁連絡会議）

【今後の検討課題】

- ターゲットを絞った施策
→20、30歳代（特に女性）、妊産婦等に対する取組

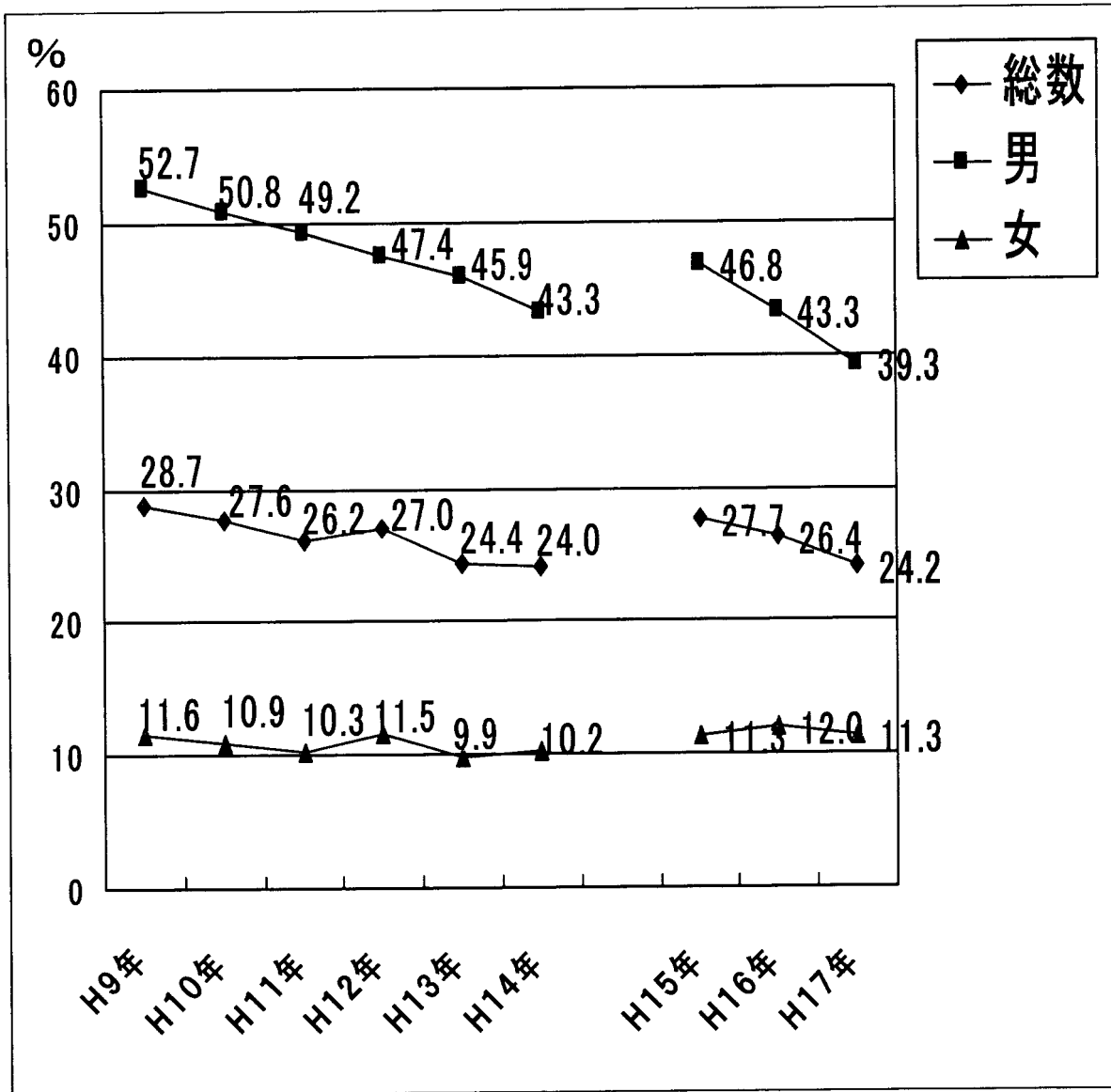
- 学校・家庭教育等による情報伝達、啓発の推進
- 入手経路に関する対策

- 公共施設等の禁煙・分煙化の促進
→実施状況の把握、取組状況の報告、公表等
→民間企業等との連携

- 地域における禁煙支援環境の整備
→禁煙支援マニュアルの普及、活用
→禁煙成功者等による禁煙普及員の養成

喫煙率の状況について

我が国の喫煙率



諸外国の喫煙率

(%)

国名	男性	女性
日本	(43.3) 39.3	(12.0) 11.3
ドイツ	(39.0) 37.3	(31.0) 28.0
フランス	(38.6) 30.0	(30.3) 21.2
オランダ	(37.0) 35.8	(29.0) 28.4
イタリア	(32.4) 31.3	(17.3) 17.2
イギリス	(27.0) 27.0	(26.0) 25.0
カナダ	(27.0) 22.0	(23.0) 17.0
米国	(25.7) 24.1	(21.5) 19.2
オーストラリア	(21.1) 18.6	(18.0) 16.3
スウェーデン	(19.0) 16.7	(19.0) 18.3

出典:平成14年までは国民栄養調査。平成15年は国民健康・栄養調査
 ※国民栄養調査と国民健康・栄養調査では、喫煙の定義及び調査方法が異なるため、その単純比較は困難である。

・ 出典:WHO Tobacco ATLAS (2006)
 ・ 日本の数値は平成17年国民健康・栄養調査
 ・ ※ ()書はATLAS(2002)及びH16国民栄養調査の値

健康増進法第25条

第2節 受動喫煙の防止

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

受動喫煙防止対策について(平成15年4月30日 健発第0430003号)

- 健康増進法第25条における「その他の施設」は、鉄軌道駅、バスターミナル、航空機旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等多数の者が利用する施設を含むものであり、同条の趣旨に鑑み、鉄軌道車両、バス及びタクシー車両、航空機、旅客船などについても「その他の施設」に含むものである。
- 全面禁煙は、受動喫煙防止対策として極めて有効であるが、施設の規模・構造、利用状況等は、各施設により様々であるため、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進める必要がある。その際には、公共性等の当該施設の社会的な役割も十分に考慮に入れて、「分煙効果判定基準策定検討会報告書」などを参考にしながら、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れないように、適切な受動喫煙防止措置の方法を採用する必要がある。

分煙効果判定基準策定検討会報告書の概要

1. 屋内に設置された現有の空気清浄機は、環境たばこ煙中の粒子状物質の除去については有効な機器があるが、ガス状成分の除去については不十分であるため、その使用にあたっては、喫煙場所の換気に特段の配慮が必要である。
2. 受動喫煙防止の観点からは、屋内に設置された喫煙場所の空気は屋外に排気する方法を推進することが最も有効である。

新しい分煙効果判定の基準(屋内における有効な分煙条件)

判定場所その1〔喫煙所と非喫煙所との境界〕

- ① デジタル粉じん計を用いて、経時的に浮遊粉じんの濃度の変化を測定し漏れ状態を確認する(非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しないこと)
- ② 非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ(0.2m/s以上)

判定場所その2〔喫煙所〕

- ① デジタル粉じん計を用いて時間平均浮遊粉じん濃度が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下
- ② 検知管を用いて測定した一酸化炭素濃度が10ppm以下

健康日本21中間評価(たばこ分野)

目標項目(指標の目安)		対象	ベースライン値	中間実績値	目標値
4.1	喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及(知っている人の割合)	肺がん	84.5%	87.5%*	100%
		喘息	59.9%	63.4%*	100%
		気管支炎	65.5%	65.6%*	100%
		心臓病	40.5%	45.8%*	100%
		脳卒中	35.1%	43.6%*	100%
		胃潰瘍	34.1%	33.5%*	100%
		妊娠に関連した異常	79.6%	83.2%*	100%
4.2	未成年者の喫煙をなくす(喫煙している人の割合)	男性(中学1年)	7.5%	3.2%	0%
		男性(高校3年)	36.9%	21.7%	0%
		女性(中学1年)	3.8%	2.4%	0%
		女性(高校3年)	15.6%	9.7%	0%
4.3	公共の場及び職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及(分煙を実施している割合)	公共の場)			
		都道府県	89.4%	100%	100%
		政令市等	95.9%	100%	100%
		市町村	50.7%	89.7%	100%
		保健所	95.5%	100%	100%
		職場)	40.3%	55.9%	100%
	効果の高い分煙に関する知識の普及(知っている人の割合)	男性	—	77.4%	100%
女性	—	79.0%	100%		
4.4	禁煙支援プログラムの普及	禁煙支援プログラムが提供されている市町村の割合	32.9%	39.7%	100%

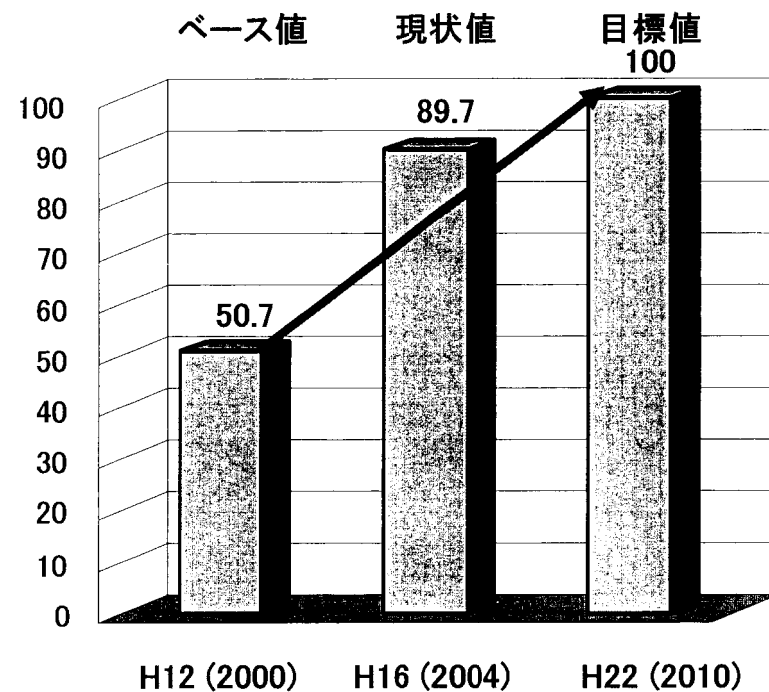
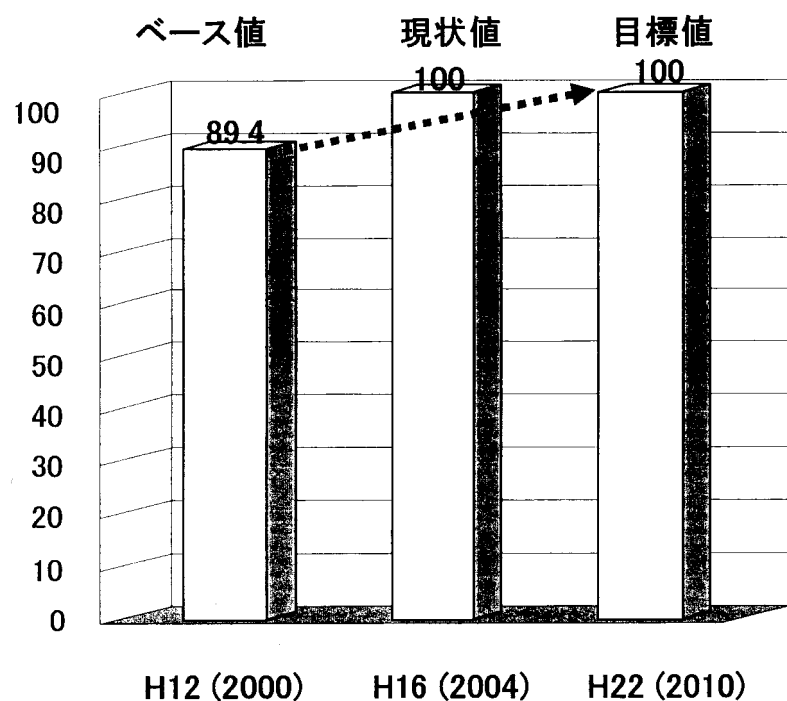
* 策定時のベースライン値を把握した調査と中間実績値を把握した調査とが異なっている数値

4.3 公共の場及び職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及

分煙を実施
している割合

都道府県

市町村

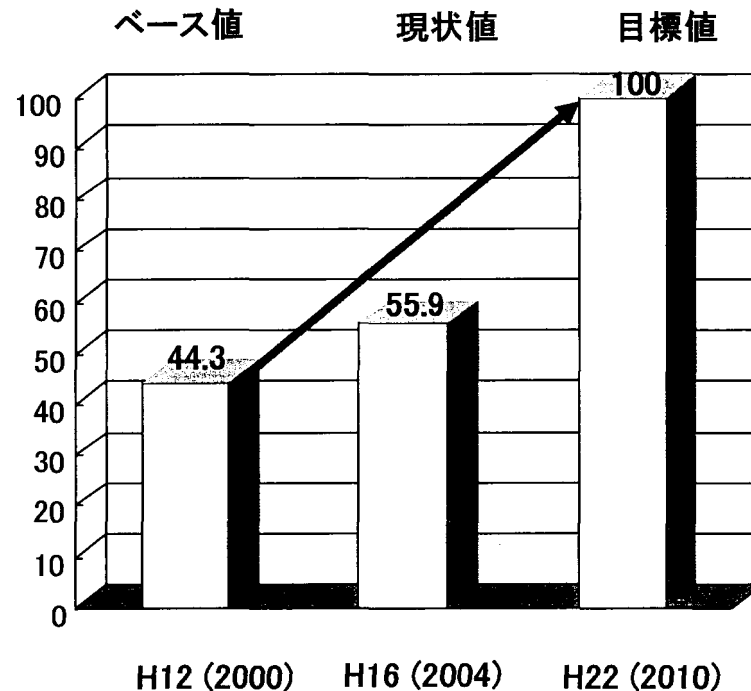
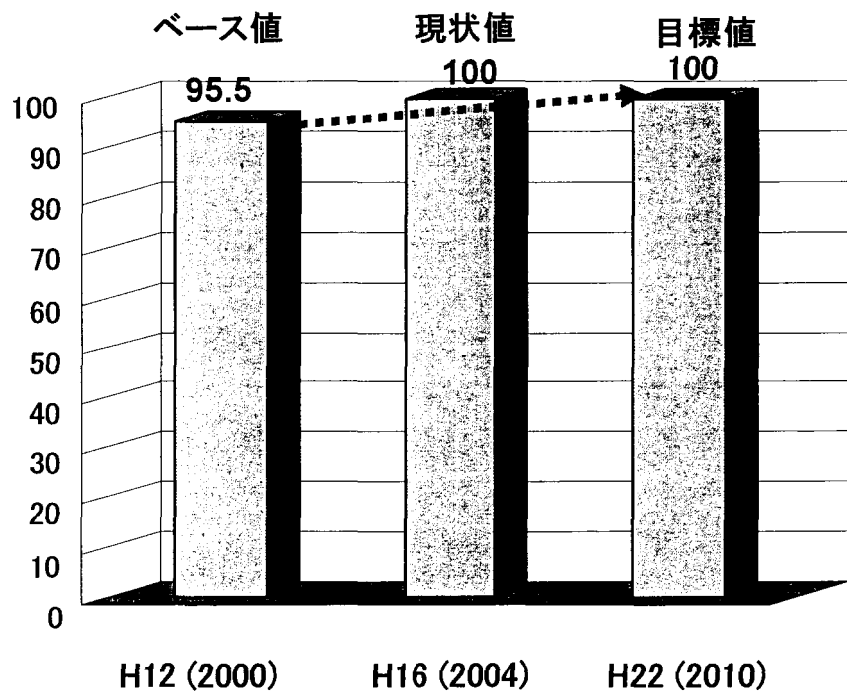


4.3 公共の場及び職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及

保健所

分煙を実施
している割合

職場



たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約

条約の目的

たばこの消費及び受動喫煙が健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護する。

条約の概要

- 条約の実施について、定期的な報告を締約国会議に提出する。
→第2回締約国会議以降報告（第21条 報告及び情報の交換）
- たばこの規制のための仕組み又は中央連絡先を確立または強化する。
→たばこ対策関係省庁連絡会議の設置（第5条 一般的義務）

条約の概要

- たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置（第6条）
様々な人々、特に年少者のたばこの消費を減少させる上で効果的かつ重要な手段であることを認識し、課税政策及び価格政策を実施。
- たばこの煙にさらされることからの保護（第8条）
屋内の職場、公共交通機関、屋内の公共の場所等におけるたばこ煙からの保護についての措置をとる。
- たばこ製品の含有物に関する規制（第9条）
締約国会議は、たばこの含有物及び排出物の規制に関しガイドラインを提示し、各国は効果的な規制措置を講じる。
- たばこ製品の包装及びラベル（第11条）
健康警告表示（権限のある国家当局により承認）のサイズ（理想的には50%以上、最低30%）、ローテーションを義務付け。
- 教育、情報の伝達、訓練及び啓発（第12条）
喫煙の健康に与える悪影響についての普及・啓発、教育、禁煙指導の実施。
- たばこの広告、販売促進及び後援（第13条）
憲法に抵触しない範囲内でたばこに関する広告に関して全面禁止又は適切な制限措置をとる。
- 未成年者への及び未成年者による販売（第16条）
未成年者がアクセスできないよう、自動販売機について適切な措置をとる。

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約

第8条 たばこの煙にさらされることからの保護

- 1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。
- 2 締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。

たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」の主な内容

- 100%禁煙以外の措置(換気、喫煙区域の使用)は、不完全である。
- すべての屋内の職場、屋内の公共の場及び公共交通機関は禁煙とすべきである。
- たばこの煙にさらされることから保護するための立法措置は、責任及び罰則を盛り込むべきである。

注)ガイドラインに法的拘束力はない

受動喫煙防止対策の実施状況

～健康増進法第25条対象施設の受動喫煙対策の実施状況～

目 次

1. 学校における受動喫煙防止対策実施状況調査(学校).....	1
2. 社会教育調査(体育館・美術館・博物館・屋外競技場).....	13
3. 医療施設調査・病院報告(病院).....	14
4. 社会福祉施設等調査(社会福祉施設).....	15
5. 生活衛生関係営業経営実態調査報告 (映画館・飲食店・ホテル・旅館等の宿泊施設).....	16
6. 受動喫煙対策に関するアンケート調査・中間評価(飲食店).....	40
7. 労働者健康状況調査(事務所).....	43
8. 喫煙対策実施状況調査(官公庁施設).....	48
9. 公共交通機関の受動喫煙防止対策取組状況調査(鉄軌道駅・ バスターミナル・航空旅客ターミナル・旅客船ターミナル・鉄軌道車両・旅客線).....	55

※ 上記資料はそれぞれ報告書の概要又は抜粋資料である。

1. 学校における受動喫煙防止対策実施状況調査(学校)

学校における受動喫煙防止対策実施状況調査について

平成17年8月26日

1. 趣旨

室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされる「受動喫煙」については、身体へ悪影響を及ぼすとの認識から、文部科学省としては、これまでも学校のような多数の者が利用する場での受動喫煙防止対策について、通知等により指導してきたところである。

また、平成17年2月27日に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」(略称：たばこ規制枠組条約)においても、受動喫煙防止のための措置をとることが盛り込まれている。

このような状況を踏まえ、学校における受動喫煙防止対策を把握することとし、実施状況について調査を行い、今後の施策の参考とする。

2. 調査事項

平成17年4月1日時点での以下の状況について調査

- (1) 受動喫煙防止対策についての都道府県、政令指定都市、市区町村教育委員会の対応方針
- (2) 学校における受動喫煙防止対策実施状況

3. 調査対象

- (1) 都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会、市区町村教育委員会
- (2) 国公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び盲・聾・養護学校

4. 調査結果

I 受動喫煙防止対策の方針について

1. 都道府県教育委員会

都道府県教育委員会(総数47)を対象として、受動喫煙防止対策(以下、「対策」という。)の対応方針について調査したところ、

- (1) 市区町村立を含む都道府県内の公立学校全体を対象とし、通知により対策を求めていると回答した都道府県数は7(14.9パーセント)。

具体策として、学校敷地内の全面禁煙措置を求めているのは4県、建物内に喫煙場所を設置し、分煙措置を求めているのは3県。

- (2) 都道府県立学校については通知により対策を求めているが、市区町村立学校については設置者の判断に任せていると回答した都道府県数は32(68.1パーセント)。

具体策として、都道府県立学校の学校敷地内の全面禁煙措置を求めているのは20都道府県、都道府県立学校の建物内に限って全面禁煙措置を求めているのは2

県、都道府県立学校の建物内に喫煙場所を設置し、分煙措置を求めているのは10府県。

(3) 都道府県立学校についても各学校の判断に任せていると回答した都道府県数は8(17パーセント)。

なお、この場合でも全ての都道府県立学校において分煙以上の措置は100パーセント講じられており、対策が講じられていないと回答した学校はない。

2. 政令指定都市教育委員会

政令指定都市教育委員会(総数14)を対象として、所管する市立学校についての対策の対応方針について調査したところ、学校敷地内の全面禁煙措置を求めているのは10市(71.4パーセント)、建物内に限って全面禁煙措置を求めているのは1市(7.1パーセント)、建物内に喫煙場所を設置し、分煙措置を求めているのは2市(14.3パーセント)、各学校の判断に任せているのは1市(7.1パーセント)

3. 市区町村教育委員会

市区町村教育委員会(総数2,418)を対象として、対策の対応方針について調査したところ、学校敷地内の全面禁煙措置を求めていると回答した教育委員会数は、593(24.5パーセント)、建物内に限って全面禁煙措置を求めているのは403(16.7パーセント)、建物内に喫煙場所を設置し、分煙措置を求めているのは557(23パーセント)、各学校の判断に任せているのは865(35.8パーセント)。

Ⅱ 学校における対策の状況について

1. 学校における対策の状況

総数53,039の学校のうち、対策を講じている学校は50,554校(95.3パーセント)であり、その中で学校敷地内の全面禁煙措置を講じていると回答した学校数は、24,082校(45.4パーセント)。対策を講じていないと回答した学校数は2,485校(4.7パーセント)。

2. 設置者別の学校における対策の状況

(1) 国立では、260校全ての学校で対策を講じていると回答。

(2) 公立では、総数42,421校のうち、対策を講じていると回答した学校数は、41,559校(98パーセント)。そのうち、都道府県立では、4,479校全ての学校で対策を講じていると回答。

(3) 私立では、総数10,358校のうち、対策を講じていると回答した学校数は、8,735校(84.3パーセント)。

3. 学校種別の対策の状況

(1) 小学校においては、総数22,490校のうち、対策を講じていると回答した学校数は、22,214校(98.8パーセント)。

(2) 中学校においては、総数10,899校のうち、対策を講じていると回答した学校数は、10,811校(99.2パーセント)。

- (3) 高等学校においては、総数5,174校のうち、対策を講じていると回答した学校数は、5,138校(99.3パーセント)。
- (4) 中等教育学校においては、18校全ての学校で対策を講じていると回答。
- (5) 盲・聾・養護学校においては、総数952校のうち、対策を講じていると回答した学校数は、950校(99.8パーセント)。
- (6) 幼稚園においては、総数13,506校のうち、対策を講じていると回答した学校数は、11,423校(84.6パーセント)

(注) なお、この調査で「対策を講じていない」と回答した場合においても、必ずしも、それぞれの学校における喫煙の状況を反映しているものではない。

例えば、幼稚園などの場合、そもそも園内で喫煙する教職員がいないため、対策を講じる必要がないとして、「対策を講じていない」と回答した場合もあるものと推測される。

さらに、私立学校についても、「対策を講じていない」という回答のあった1,623校のうち、1,544校が幼稚園であり、このような状況も背景にあるものと考えられる。

受動喫煙防止対策実施状況調査結果

- I. 受動喫煙防止対策の方針
- II. 学校における受動喫煙防止対策の状況

参考 設置者ごとの学校種別及び都道府県別状況一覧

受動喫煙防止対策実施状況調査結果

I 受動喫煙防止対策の方針

1. 都道府県教育委員会

1. 都道府県内（市区町村立を含む）の公立学校全体を対象とし受動喫煙防止対策を求めている。	回答した都道府県数 (%) 7 (14.9)			
【具体策】				
(1) 学校敷地内の全面禁煙措置を求めている。 茨城県、静岡県、和歌山県、徳島県	4 (8.5)			
上記のうち、2県が17年度中に学校敷地内の全面禁煙措置へ移行することを求めている。(茨城県、徳島県)				
(2) 建物内に限って全面禁煙措置を求めている。	0 (0)			
(3) 建物内に喫煙場所を設置し、分煙措置を求めている。 石川県、山口県、沖縄県	3 (6.4)			
2. 都道府県立学校について受動喫煙防止対策を求めているが、市区町村立学校については設置者の判断に任せている。				
32 (68.1)				
【具体策】				
(1) 都道府県立学校の敷地内の全面禁煙措置を求めている。 北海道、青森県、宮城県、秋田県、福島県、東京都、新潟県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、島根県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県	20 (42.6)			
上記のうち、3県が17年度中に学校敷地内の全面禁煙措置へ移行することを求めている。(新潟県、島根県、長崎県)				
(2) 都道府県立学校の建物内に限って全面禁煙措置を求めている。 埼玉県、神奈川県	2 (4.3)			
(3) 都道府県立学校の建物内に喫煙場所を設置し、分煙措置を求めている。 岩手県、千葉県、富山県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、宮崎県	10 (21.2)			
3. 都道府県立学校についても各学校の判断に任せている。				
8 (17.0)				
【各学校での具体策】				
	敷地内全面禁煙 (%) 建物内全面禁煙 (%) 分煙 (%) 講じられていない (%)			
山形県	50.9	21.1	28.1	0(0)
栃木県	2.4	35.4	62.2	0(0)
群馬県	19.0	11.9	69.0	0(0)
福井県	48.7	12.8	38.5	0(0)
山梨県	7.1	35.7	57.1	0(0)
奈良県	3.9	9.8	86.3	0(0)
福岡県	17.8	12.4	69.8	0(0)
熊本県	1.4	18.9	79.7	0(0)
合計		47 (100)		

2. 政令指定都市教育委員会

【具体策】	回答した政令指定都市数 (%)
1. 学校敷地内の全面禁煙措置を求めている。 札幌市、仙台市、さいたま市、川崎市、横浜市、 静岡市、名古屋市、京都市、広島市、福岡市	10 (71.4)
2. 建物内に限って全面禁煙措置を求めている。 北九州市	1 (7.1)
3. 建物内に喫煙場所を設置し、分煙措置を求めている。 千葉市、神戸市	2 (14.3)
4. 各学校の判断に任せている。 大阪市	1 (7.1)
	合計 14 (100)

3. 市区町村教育委員会

【具体策】	回答した市区町村数 (%)
1. 学校敷地内の全面禁煙措置を求めている。	593 (24.5)
2. 建物内に限って全面禁煙措置を求めている。	403 (16.7)
3. 建物内に喫煙場所を設置し、分煙措置を求めている。	557 (23.0)
4. 各学校の判断に任せている。	865 (35.8)
	合計 2,418 (100)

Ⅱ 学校における受動喫煙防止対策の状況

1. 学校における受動喫煙防止対策の状況

(単位：校(％))

受動喫煙防止対策を講じている	50,554 (95.3)
【具体策】	
1. 学校敷地内の全面禁煙措置を講じている。	24,082 (45.4)
2. 建物内に限って全面禁煙措置を講じている。	12,511 (23.6)
3. 建物内に喫煙場所を設置し、分煙措置を講じている。	13,961 (26.3)
受動喫煙防止対策を講じていない	2,485 (4.7)
合計	53,039 (100)

2. 設置者別で分けた場合の学校における受動喫煙防止対策の状況

(単位：校)

設置者	計	受動喫煙防止対策を講じている						受動喫煙防止対策を講じていない			
		計	％	学校敷地内全面禁煙措置を講じている。	％	建物内に限って全面禁煙措置を講じている。	％	建物内に喫煙場所を設置し、分煙措置を講じている。	％	計	％
国立	260	260	100.0	115	44.2	62	23.8	83	31.9	0	0.0
公立	42,421	41,559	98.0	19,637	46.3	10,623	25.0	11,299	26.6	862	2.0
都道府県立	4,479	4,479	100.0	2,326	51.9	650	14.5	1,503	33.6	0	0.0
政令指定都市所管	3,918	3,909	99.8	2,788	71.2	243	6.2	878	22.4	9	0.2
上記以外の市区町村立	34,024	33,171	97.5	14,523	42.7	9,730	28.6	8,918	26.2	853	2.5
私立	10,358	8,735	84.3	4,330	41.8	1,826	17.6	2,579	24.9	1,623	15.7
合計	53,039	50,554	95.3	24,082	45.4	12,511	23.6	13,961	26.3	2,485	4.7

(注1) 平成17年4月1日現在、設置されている学校数(休校中、定時制、通信制を除く。)

(注2) 本校と分校が併設されている場合などについては、それらを併せて一校とする。

3. 学校種で分けた場合の学校における受動喫煙防止対策の状況

(単位：校)

校種	計	受動喫煙防止対策を講じている								受動喫煙防止対策を講じていない	
		学校敷地内全面禁煙措置を講じている。		建物内に限って全面禁煙措置を講じている。		建物内に喫煙場所を設置し、分煙措置を講じている。					
			%		%		%				
小学校	22,490	22,214	98.8	9,976	44.4	6,371	28.3	5,867	26.1	276	1.2
中学校	10,899	10,811	99.2	4,261	39.1	2,576	23.6	3,974	36.5	88	0.8
高等学校	5,174	5,138	99.3	2,254	43.6	605	11.7	2,279	44.0	36	0.7
中等教育学校	18	18	100.0	5	27.8	7	38.9	6	33.3	0	0.0
盲・聾・養護学校	952	950	99.8	510	53.6	244	25.6	196	20.6	2	0.2
幼稚園	13,506	11,423	84.6	7,076	52.4	2,708	20.1	1,639	12.1	2,083	15.4
合計	53,039	50,554	95.3	24,082	45.4	12,511	23.6	13,961	26.3	2,485	4.7

参考

国立学校における受動喫煙防止対策実施状況

(単位:校)

学校	計	受動喫煙対策を講じている								受動喫煙対策を講じていない	
			学校敷地内の全面禁煙措置を講じている		建物内に限って全面禁煙措置を講じている		建物内に喫煙場所を設置し、分煙措置を講じている				
			(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)			
小学校	73	73	100.0%	27	37.0%	18	24.7%	28	38.4%	0	0.0%
中学校	76	76	100.0%	28	36.8%	16	21.1%	32	42.1%	0	0.0%
高等学校	15	15	100.0%	4	26.7%	3	20.0%	8	53.3%	0	0.0%
中等教育学校	2	2	100.0%	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
盲・聾・養護学校	45	45	100.0%	17	37.8%	17	37.8%	11	24.4%	0	0.0%
幼稚園	49	49	100.0%	37	75.5%	8	16.3%	4	8.2%	0	0.0%
合計	260	260	100.0%	115	44.2%	62	23.8%	83	31.9%	0	0.0%

(注1)平成17年4月1日現在で設置されている国立学校数である(休校中,定時制,通信制を除く)。

(注2)本校と分校が併置されている場合などについては,それらを併せて1校とする。

公立学校における受動喫煙防止対策実施状況

(単位:校)

学校	計	受動喫煙対策を講じている								受動喫煙対策を講じていない	
			学校敷地内の全面禁煙措置を講じている		建物内に限って全面禁煙措置を講じている		建物内に喫煙場所を設置し、分煙措置を講じている				
			(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)			
小学校	22,227	21,966	98.8%	9,870	44.4%	6,323	28.4%	5,773	26.0%	261	1.2%
中学校	10,139	10,079	99.4%	4,097	40.4%	2,482	24.5%	3,500	34.5%	60	0.6%
高等学校	3,858	3,857	100.0%	1,984	51.4%	472	12.2%	1,401	36.3%	1	0.0%
中等教育学校	8	8	100.0%	3	37.5%	2	25.0%	3	37.5%	0	0.0%
盲・聾・養護学校	893	892	99.9%	490	54.9%	222	24.9%	180	20.2%	1	0.1%
幼稚園	5,296	4,757	89.8%	3,193	60.3%	1,122	21.2%	442	8.3%	539	10.2%
合計	42,421	41,559	98.0%	19,637	46.3%	10,623	25.0%	11,299	26.6%	862	2.0%

(注1)平成17年4月1日現在で設置されている公立学校数である(休校中,定時制,通信制を除く)。

(注2)本校と分校が併置されている場合などについては,それらを併せて1校とする。

私立学校における受動喫煙防止対策実施状況

(単位:校)

学校	計	受動喫煙対策を講じている								受動喫煙対策を講じていない	
				学校敷地内の全 面禁煙措置を講じている		建物内に限って全 面禁煙措置を講じている		建物内に喫煙場 所を設置し、分煙措 置を講じている			
			(%)		(%)		(%)		(%)		(%)
小学校	190	175	92.1%	79	41.6%	30	15.8%	66	34.7%	15	7.9%
中学校	684	656	95.9%	136	19.9%	78	11.4%	442	64.6%	28	4.1%
高等学校	1,301	1,266	97.3%	266	20.4%	130	10.0%	870	66.9%	35	2.7%
中等教育学校	8	8	100.0%	0	0.0%	5	62.5%	3	37.5%	0	0.0%
盲・聾・養護学校	14	13	92.9%	3	21.4%	5	35.7%	5	35.7%	1	7.1%
幼稚園	8,161	6,617	81.1%	3,846	47.1%	1,578	19.3%	1,193	14.6%	1,544	18.9%
合計	10,358	8,735	84.3%	4,330	41.8%	1,826	17.6%	2,579	24.9%	1,623	15.7%

(注1)平成17年4月1日現在で設置されている私立学校数である(休校中、定時制、通信制を除く)。

(注2)本校と分校が併置されている場合などについては、それらを併せて1校とする。

国立学校における受動喫煙防止対策実施状況

(単位:校)

国立大学 法人名	計	受動喫煙対策を講じている								受動喫煙対策を講じていない	
		学校敷地内の全 面禁煙措置を講じて いる		建物内に限って全 面禁煙措置を講じて いる		建物内に喫煙場 所を設置し、分煙措 置を講じている					
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
北海道教育	11	11	100.0%	11	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
弘前	4	4	100.0%	2	50.0%	2	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
岩手	4	4	100.0%	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
宮城教育	4	4	100.0%	3	75.0%	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%
秋田	4	4	100.0%	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
山形	4	4	100.0%	3	75.0%	1	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
福島	4	4	100.0%	1	25.0%	0	0.0%	3	75.0%	0	0.0%
茨城	4	4	100.0%	3	75.0%	1	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
筑波	11	11	100.0%	0	0.0%	5	45.5%	6	54.5%	0	0.0%
宇都宮	4	4	100.0%	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
群馬	4	4	100.0%	1	25.0%	0	0.0%	3	75.0%	0	0.0%
埼玉	4	4	100.0%	1	25.0%	3	75.0%	0	0.0%	0	0.0%
千葉	4	4	100.0%	1	25.0%	0	0.0%	3	75.0%	0	0.0%
東京	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
東京学芸	11	11	100.0%	5	45.5%	5	45.5%	1	9.1%	0	0.0%
東京芸術	1	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
東京工業	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%
お茶の水	4	4	100.0%	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
横浜国立	5	5	100.0%	1	20.0%	0	0.0%	4	80.0%	0	0.0%
新潟	6	6	100.0%	0	0.0%	2	33.3%	4	66.7%	0	0.0%
上越教育	3	3	100.0%	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
富山	4	4	100.0%	0	0.0%	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
金沢	5	5	100.0%	3	60.0%	1	20.0%	1	20.0%	0	0.0%
福井	4	4	100.0%	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
山梨	4	4	100.0%	1	25.0%	0	0.0%	3	75.0%	0	0.0%
信州	6	6	100.0%	0	0.0%	2	33.3%	4	66.7%	0	0.0%
岐阜	2	2	100.0%	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
静岡	7	7	100.0%	2	28.6%	1	14.3%	4	57.1%	0	0.0%
名古屋	2	2	100.0%	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
愛知教育	7	7	100.0%	1	14.3%	4	57.1%	2	28.6%	0	0.0%
三重	4	4	100.0%	0	0.0%	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
滋賀	4	4	100.0%	1	25.0%	2	50.0%	1	25.0%	0	0.0%
京都教育	7	7	100.0%	3	42.9%	1	14.3%	3	42.9%	0	0.0%
大阪教育	9	9	100.0%	2	22.2%	7	77.8%	0	0.0%	0	0.0%
兵庫教育	3	3	100.0%	1	33.3%	0	0.0%	2	66.7%	0	0.0%
神戸	6	6	100.0%	0	0.0%	1	16.7%	5	83.3%	0	0.0%
奈良教育	3	3	100.0%	1	33.3%	1	33.3%	1	33.3%	0	0.0%
奈良女子	3	3	100.0%	2	66.7%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
和歌山	3	3	100.0%	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
鳥取	4	4	100.0%	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
島根	3	3	100.0%	2	66.7%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
岡山	4	4	100.0%	1	25.0%	2	50.0%	1	25.0%	0	0.0%
広島	11	11	100.0%	1	9.1%	0	0.0%	10	90.9%	0	0.0%
山口	6	6	100.0%	1	16.7%	5	83.3%	0	0.0%	0	0.0%
鳴門教育	4	4	100.0%	2	50.0%	1	25.0%	1	25.0%	0	0.0%
香川	6	6	100.0%	3	50.0%	2	33.3%	1	16.7%	0	0.0%
愛媛	5	5	100.0%	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
高知	4	4	100.0%	2	50.0%	1	25.0%	1	25.0%	0	0.0%
福岡教育	7	7	100.0%	3	42.9%	0	0.0%	4	57.1%	0	0.0%
佐賀	4	4	100.0%	3	75.0%	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%
長崎	4	4	100.0%	0	0.0%	1	25.0%	3	75.0%	0	0.0%
熊本	4	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	100.0%	0	0.0%
大分	4	4	100.0%	1	25.0%	0	0.0%	3	75.0%	0	0.0%
宮崎	3	3	100.0%	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
鹿児島	4	4	100.0%	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
琉球	2	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	100.0%	0	0.0%
合計	260	260	100.0%	115	44.2%	62	23.8%	83	31.9%	0	0.0%

(注1)平成17年4月1日現在で設置されている国立大学法人附属学校数である(休校中、定時制、通信制を除く)。

(注2)本校と分校が併置されている場合などについては、それらを併せて1校とする。

公立学校における受動喫煙防止対策実施状況

(単位:校)

都道府県名	計		受動喫煙対策を講じている						受動喫煙対策を講じていない		
			学校敷地内の全面禁煙措置を講じている		建物内に限って全面禁煙措置を講じている		建物内に喫煙場所を設置し、分煙措置を講じている				
			(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)			
北海道	2,495	2,456	98.4%	1,244	49.9%	452	18.1%	760	30.5%	39	1.6%
青森県	675	674	99.9%	359	53.2%	61	9.0%	254	37.6%	1	0.1%
岩手県	800	781	97.6%	194	24.3%	224	28.0%	363	45.4%	19	2.4%
宮城県	887	859	96.8%	524	59.1%	171	19.3%	164	18.5%	28	3.2%
秋田県	522	519	99.4%	503	96.4%	9	1.7%	7	1.3%	3	0.6%
山形県	544	544	100.0%	338	62.1%	155	28.5%	51	9.4%	0	0.0%
福島県	1,108	1,083	97.7%	822	74.2%	48	4.3%	213	19.2%	25	2.3%
茨城県	1,145	1,145	100.0%	1,019	89.0%	41	3.6%	85	7.4%	0	0.0%
栃木県	682	681	99.9%	446	65.4%	115	16.9%	120	17.6%	1	0.1%
群馬県	712	693	97.3%	239	33.6%	172	24.2%	282	39.6%	19	2.7%
埼玉県	1,507	1,492	99.0%	889	59.0%	381	25.3%	222	14.7%	15	1.0%
千葉県	1,572	1,572	100.0%	295	18.8%	531	33.8%	746	47.5%	0	0.0%
東京都	2,427	2,421	99.8%	1,262	52.0%	879	36.2%	280	11.5%	6	0.2%
神奈川県	1,556	1,548	99.5%	837	53.8%	454	29.2%	257	16.5%	8	0.5%
新潟県	971	968	99.7%	190	19.6%	320	33.0%	458	47.2%	3	0.3%
富山県	399	374	93.7%	37	9.3%	88	22.1%	249	62.4%	25	6.3%
石川県	421	413	98.1%	144	34.2%	109	25.9%	160	38.0%	8	1.9%
福井県	409	409	100.0%	329	80.4%	35	8.6%	45	11.0%	0	0.0%
山梨県	347	342	98.6%	41	11.8%	207	59.7%	94	27.1%	5	1.4%
長野県	710	710	100.0%	137	19.3%	396	55.8%	177	24.9%	0	0.0%
岐阜県	756	743	98.3%	340	45.0%	264	34.9%	139	18.4%	13	1.7%
静岡県	1,227	1,227	100.0%	1,224	99.8%	2	0.2%	1	0.1%	0	0.0%
愛知県	1,694	1,689	99.7%	1,036	61.2%	383	22.6%	270	15.9%	5	0.3%
三重県	852	839	98.5%	415	48.7%	221	25.9%	203	23.8%	13	1.5%
滋賀県	548	514	93.8%	104	19.0%	147	26.8%	263	48.0%	34	6.2%
京都府	752	736	97.9%	445	59.2%	88	11.7%	203	27.0%	16	2.1%
大阪府	2,078	2,054	98.8%	618	29.7%	174	8.4%	1,262	60.7%	24	1.2%
兵庫県	1,868	1,745	93.4%	525	28.1%	444	23.8%	776	41.5%	123	6.6%
奈良県	553	472	85.4%	118	21.3%	95	17.2%	259	46.8%	81	14.6%
和歌山県	554	552	99.6%	550	99.3%	2	0.4%	0	0.0%	2	0.4%
鳥取県	261	261	100.0%	152	58.2%	46	17.6%	63	24.1%	0	0.0%
島根県	519	507	97.7%	278	53.6%	134	25.8%	95	18.3%	12	2.3%
岡山県	988	866	87.7%	179	18.1%	330	33.4%	357	36.1%	122	12.3%
広島県	1,063	1,048	98.6%	638	60.0%	207	19.5%	203	19.1%	15	1.4%
山口県	647	629	97.2%	77	11.9%	244	37.7%	308	47.6%	18	2.8%
徳島県	530	416	78.5%	145	27.4%	94	17.7%	177	33.4%	114	21.5%
香川県	455	455	100.0%	317	69.7%	69	15.2%	69	15.2%	0	0.0%
愛媛県	649	649	100.0%	485	74.7%	94	14.5%	70	10.8%	0	0.0%
高知県	449	420	93.5%	89	19.8%	193	43.0%	138	30.7%	29	6.5%
福岡県	1,327	1,317	99.2%	427	32.2%	502	37.8%	388	29.2%	10	0.8%
佐賀県	324	324	100.0%	246	75.9%	60	18.5%	18	5.6%	0	0.0%
長崎県	705	705	100.0%	116	16.5%	396	56.2%	193	27.4%	0	0.0%
熊本県	738	728	98.6%	82	11.1%	339	45.9%	307	41.6%	10	1.4%
大分県	705	691	98.0%	294	41.7%	270	38.3%	127	18.0%	14	2.0%
宮崎県	484	484	100.0%	155	32.0%	290	59.9%	39	8.1%	0	0.0%
鹿児島県	1,054	1,052	99.8%	516	49.0%	388	36.8%	148	14.0%	2	0.2%
沖縄県	752	752	100.0%	217	28.9%	299	39.8%	236	31.4%	0	0.0%
合計	42,421	41,559	98.0%	19,637	46.3%	10,623	25.0%	11,299	26.6%	862	2.0%

(注1)平成17年4月1日現在で設置されている公立学校数である(休校中,定時制,通信制を除く)。

(注2)本校と分校が併置されている場合などについては,それらを併せて1校とする。

私立学校における受動喫煙防止対策実施状況

(単位:校)

都道府県名	計	受動喫煙対策を講じている								受動喫煙対策を講じていない	
		学校敷地内の全面禁煙措置を講じている		建物内に限って全面禁煙措置を講じている		建物内に喫煙場所を設置し、分煙措置を講じている			(%)		
		(%)		(%)		(%)					
北海道	546	512	93.8%	214	39.2%	186	34.1%	112	20.5%	34	6.2%
青森県	135	111	82.2%	48	35.6%	37	27.4%	26	19.3%	24	17.8%
岩手県	105	84	80.0%	45	42.9%	21	20.0%	18	17.1%	21	20.0%
宮城県	223	187	83.9%	113	50.7%	40	17.9%	34	15.2%	36	16.1%
秋田県	76	53	69.7%	29	38.2%	17	22.4%	7	9.2%	23	30.3%
山形県	109	101	92.7%	57	52.3%	26	23.9%	18	16.5%	8	7.3%
福島県	175	144	82.3%	71	40.6%	41	23.4%	32	18.3%	31	17.7%
茨城県	235	189	80.4%	104	44.3%	38	16.2%	47	20.0%	46	19.6%
栃木県	219	199	90.9%	143	65.3%	27	12.3%	29	13.2%	20	9.1%
群馬県	147	124	84.4%	69	46.9%	33	22.4%	22	15.0%	23	15.6%
埼玉県	636	555	87.3%	328	51.6%	109	17.1%	118	18.6%	81	12.7%
千葉県	511	460	90.0%	269	52.6%	65	12.7%	126	24.7%	51	10.0%
東京都	1,315	1,157	88.0%	576	43.8%	165	12.5%	416	31.6%	158	12.0%
神奈川県	851	595	69.9%	297	34.9%	122	14.3%	176	20.7%	256	30.1%
新潟県	132	111	84.1%	41	31.1%	52	39.4%	18	13.6%	21	15.9%
富山県	68	58	85.3%	28	41.2%	16	23.5%	14	20.6%	10	14.7%
石川県	79	67	84.8%	34	43.0%	13	16.5%	20	25.3%	12	15.2%
福井県	42	39	92.9%	28	66.7%	8	19.0%	3	7.1%	3	7.1%
山梨県	78	51	65.4%	22	28.2%	17	21.8%	12	15.4%	27	34.6%
長野県	129	105	81.4%	42	32.6%	27	20.9%	36	27.9%	24	18.6%
岐阜県	127	114	89.8%	70	55.1%	11	8.7%	33	26.0%	13	10.2%
静岡県	306	269	87.9%	171	55.9%	35	11.4%	63	20.6%	37	12.1%
愛知県	499	455	91.2%	270	54.1%	72	14.4%	113	22.6%	44	8.8%
三重県	89	78	87.6%	44	49.4%	15	16.9%	19	21.3%	11	12.4%
滋賀県	37	35	94.6%	13	35.1%	5	13.5%	17	45.9%	2	5.4%
京都府	227	201	88.5%	97	42.7%	35	15.4%	69	30.4%	26	11.5%
大阪府	605	450	74.4%	156	25.8%	69	11.4%	225	37.2%	155	25.6%
兵庫県	332	300	90.4%	157	47.3%	43	13.0%	100	30.1%	32	9.6%
奈良県	67	62	92.5%	19	28.4%	15	22.4%	28	41.8%	5	7.5%
和歌山県	62	52	83.9%	21	33.9%	12	19.4%	19	30.6%	10	16.1%
鳥取県	36	34	94.4%	18	50.0%	6	16.7%	10	27.8%	2	5.6%
島根県	29	27	93.1%	11	37.9%	7	24.1%	9	31.0%	2	6.9%
岡山県	68	56	82.4%	23	33.8%	10	14.7%	23	33.8%	12	17.6%
広島県	265	224	84.5%	124	46.8%	34	12.8%	66	24.9%	41	15.5%
山口県	160	122	76.3%	43	26.9%	41	25.6%	38	23.8%	38	23.8%
徳島県	20	15	75.0%	9	45.0%	3	15.0%	3	15.0%	5	25.0%
香川県	50	38	76.0%	20	40.0%	7	14.0%	11	22.0%	12	24.0%
愛媛県	118	90	76.3%	51	43.2%	19	16.1%	20	16.9%	28	23.7%
高知県	49	41	83.7%	11	22.4%	10	20.4%	20	40.8%	8	16.3%
福岡県	526	508	96.6%	163	31.0%	111	21.1%	234	44.5%	18	3.4%
佐賀県	107	92	86.0%	39	36.4%	35	32.7%	18	16.8%	15	14.0%
長崎県	170	122	71.8%	34	20.0%	44	25.9%	44	25.9%	48	28.2%
熊本県	140	109	77.9%	41	29.3%	30	21.4%	38	27.1%	31	22.1%
大分県	88	66	75.0%	33	37.5%	20	22.7%	13	14.8%	22	25.0%
宮崎県	135	92	68.1%	50	37.0%	22	16.3%	20	14.8%	43	31.9%
鹿児島県	186	153	82.3%	73	39.2%	42	22.6%	38	20.4%	33	17.7%
沖縄県	49	28	57.1%	11	22.4%	13	26.5%	4	8.2%	21	42.9%
合計	10,358	8,735	84.3%	4,330	41.8%	1,826	17.6%	2,579	24.9%	1,623	15.7%

(注1)平成17年4月1日現在で設置されている私立学校数である(休校中、定時制、通信制を除く)。

(注2)本校と分校が併置されている場合などについては、それらを併せて1校とする。

2. 社会教育調査(体育館・美術館・博物館・屋外競技場)

平成 17 年度

社会教育調査の概要

～抜粋～

1.3 受動喫煙防止のための対策の実施状況(表2.3)

受動喫煙防止のための対策の実施状況については、今回初めて調査した。
受動喫煙防止のための対策の実施状況を施設別にみると、施設数に占める割合が最も多いのは、図書館が99.7%、次いで文化会館が97.7%、博物館が96.6%の順となっている。

表2.3 受動喫煙防止のための対策の実施状況

区 分	(施設)									
	公民館 (類似施設含む)	図書館	博物館	博物館 類似施設	青少年 教育施設	女性教育 施設	社会体育 施設 (団体)	民間体育 施設 (団体)	文化会館	
施設数	18,182	2,979	1,196	4,418	1,320	183	27,800	11,129	1,885	
実施施設数	12,777	2,969	1,155	4,153	1,181	147	17,044	6,909	1,842	
施設数に占める割合	70.3%	99.7%	96.6%	94.0%	89.5%	80.3%	61.3%	62.1%	97.7%	
施設敷地内全面禁煙措置	311	103	107	436	87	29	1,503	368	17	
建物内全面禁煙措置	6,705	2,445	776	2,876	726	87	8,958	2,700	897	
建物内 分煙措置	煙の流出措置あり 煙の流出措置なし	1,306	226	91	243	142	11	903	803	423
		4,455	195	181	598	226	20	5,680	3,038	505

3. 医療施設調査・病院報告(病院)

平成 17 年
(2005)

医療施設(静態・動態)調査・病院報告の概況

～抜粋～

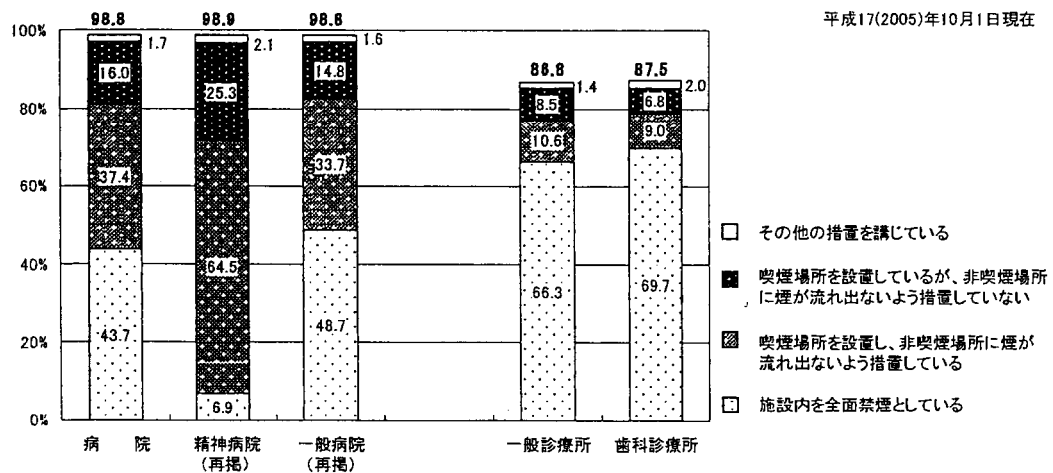
(8) 受動喫煙防止対策の状況

受動喫煙防止対策の状況を見ると、何らかの対策を講じている施設は、病院 98.8%、一般診療所 86.8%、
歯科診療所 87.5%となっている。

また、「施設内を全面禁煙としている」施設は、それぞれ43.7%、66.3%、69.7%となっている。

病院の種類別でみると、精神病院は一般病院に比べて、「施設内を全面禁煙としている」よりも「喫煙場所を
設置し、非喫煙場所に煙が流れ出ないよう措置している」の割合が高くなっている。(図 15)

図 15 受動喫煙防止対策の状況



4. 社会福祉施設等調査(社会福祉施設)

平成17年
(2005)

社会福祉施設等調査

～抜粋～

施設の種類	施設内を全 面禁煙として いる	喫煙場所を 設置し、非喫 煙場所に煙 が流れ出な いように措置 している	喫煙場所を 設置している が、非喫煙 場所に煙が 流れ出ない ように措置し ていない	その他(何ら かの措置を 講じている)	何ら措置を講 じていない	総 数
保護施設	24	100	93	7	74	298
老人福祉施設	4,715	3,962	4,109	387	709	13,882
身体障害者更生援護施設	761	721	653	87	72	2,294
婦人保護施設	12	22	14	2	0	50
児童福祉施設	24,381	1,849	953	891	5,471	33,545
知的障害者援護施設	1,634	1,388	1,166	213	124	4,525
母子福祉施設	44	9	12	4	11	80
精神障害者社会復帰施設	366	775	455	64	27	1,687
その他の社会福祉施設等	2,663	1,083	1,473	609	3,020	8,848
総 数	34,600	9,909	8,928	2,264	9,508	65,209

5. 生活衛生関係営業経営実態調査報告

(映画館・飲食店・ホテル・旅館等の宿泊施設)

平成18年度生活衛生関係営業

経営実態調査報告

興行場営業（映画館）

(平成18年10月1日現在)

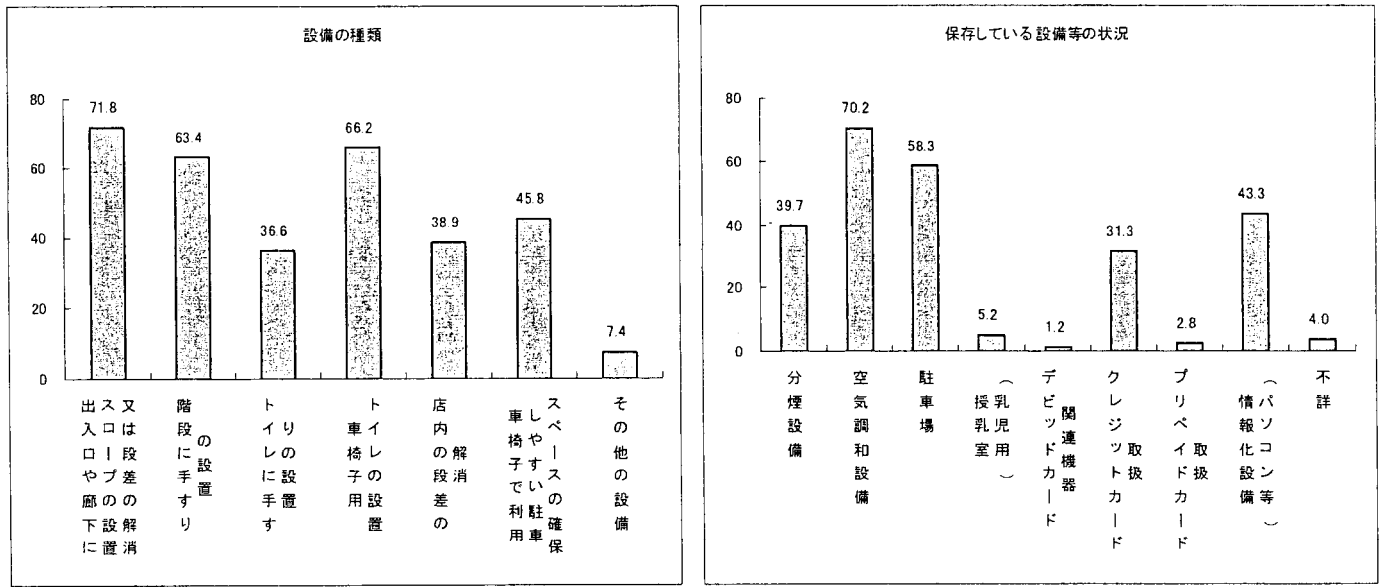
厚生労働省健康局生活衛生課

(2) 設備等の状況

設備等の状況について割合を見ると、高齢者等に配慮した設備の種類としては、「出入口や廊下にスロープの設置又は段差の解消」が71.8%、次いで「車椅子用トイレの設置」が66.2%と高くなっている。

また、保有している設備等の状況については、「空気調和設備」が70.2%、次いで「駐車場」が58.3%と高くなっている。

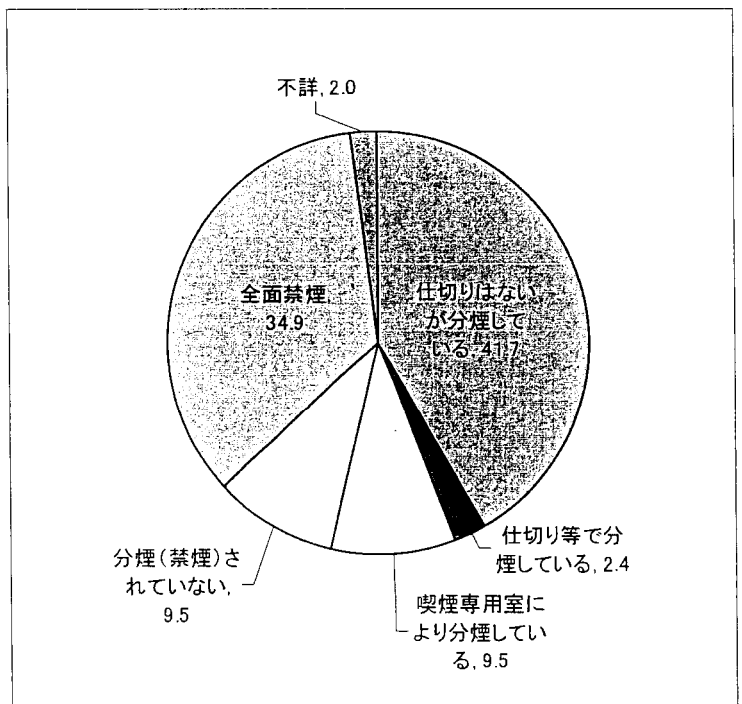
(図19) 設備の種類別施設数の割合 (単位：%)



(3) 分煙の状況

分煙の状況について、施設数の構成割合をみると、「仕切りはないが分煙している」が41.7%と最も高く、次いで「全面禁煙」が34.9%となっており、何らかの形で分煙している施設が9割を占めている。

(図20) 分煙の状況別施設数の割合 (単位：%)



第25表 施設数・構成割合、分煙の状況×経営主体・専業・兼業・営業形態・創業年・立地条件・経営者年齢階級・従業員の規模・スクリーン数・地域ブロック別

	実数								構成割合(%)						
	施設数	仕分煙しては無いが	仕切っている	喫り分煙専用室による	分煙(禁煙)	全面禁煙	不詳	施設数	仕分煙しては無いが	仕切っている	喫り分煙専用室による	分煙(禁煙)	全面禁煙	不詳	
総数	252	105	6	24	24	88	5	100.0	41.7	2.4	9.5	9.5	34.9	2.0	
経営主体															
個人経営	9	5	1	-	1	2	-	100.0	55.6	11.1	-	11.1	22.2	-	
株式会社	217	88	4	24	16	80	5	100.0	40.6	1.8	11.1	7.4	36.9	2.3	
有限会社	22	11	1	-	6	4	-	100.0	50.0	4.5	-	27.3	18.2	-	
その他	4	1	-	-	1	2	-	100.0	25.0	-	-	25.0	50.0	-	
専業兼業															
専業(映画以外の興行)	158	54	4	17	12	68	3	100.0	34.2	2.5	10.8	7.6	43.0	1.9	
兼業(その他)	31	18	1	2	2	6	2	100.0	58.1	3.2	6.5	6.5	19.4	6.5	
兼業(その他)	59	31	1	5	10	12	-	100.0	52.5	1.7	8.5	16.9	20.3	-	
不詳	4	2	-	-	-	2	-	100.0	50.0	-	-	-	50.0	-	
営業形態															
単独館	71	41	1	2	15	10	2	100.0	57.7	1.4	2.8	21.1	14.1	2.8	
シネコン	136	42	3	21	2	65	3	100.0	30.9	2.2	15.4	1.5	47.8	2.2	
ミニシアター	22	6	1	1	6	8	-	100.0	27.3	4.5	4.5	27.3	36.4	-	
その他	23	16	1	-	1	5	-	100.0	69.6	4.3	-	4.3	21.7	-	
創業年															
10年未満	115	36	1	18	3	56	1	100.0	31.3	0.9	15.7	2.6	48.7	0.9	
10~19年	32	7	3	1	2	18	1	100.0	21.9	9.4	3.1	6.3	56.3	3.1	
20~29年	27	12	1	2	6	5	1	100.0	44.4	3.7	7.4	22.2	18.5	3.7	
30~39年	7	5	-	2	-	-	-	100.0	71.4	-	28.6	-	-	-	
40~49年	19	10	-	-	4	5	-	100.0	52.6	-	-	21.1	26.3	-	
50年以上	51	35	1	1	9	3	2	100.0	68.6	2.0	2.0	17.6	5.9	3.9	
不詳	1	-	-	-	-	1	-	100.0	-	-	-	-	100.0	-	
立地条件															
商業地区	121	68	4	4	17	24	4	100.0	56.2	3.3	3.3	14.0	19.8	3.3	
住宅地区	7	1	-	2	1	3	-	100.0	14.3	-	28.6	14.3	42.9	-	
工場・オフィス街	5	2	-	-	1	2	-	100.0	40.0	-	-	20.0	40.0	-	
郊外の幹線道路沿い	12	4	1	1	1	5	-	100.0	33.3	8.3	8.3	8.3	41.7	-	
複合施設	104	28	1	17	4	53	1	100.0	26.9	1.0	16.3	3.8	51.0	1.0	
その他	3	2	-	-	-	1	-	100.0	66.7	-	-	-	33.3	-	
経営者年齢階級															
30歳未満	1	-	-	-	1	-	-	100.0	-	-	-	100.0	-	-	
30~39歳	4	1	-	1	-	2	-	100.0	25.0	-	25.0	-	50.0	-	
40~49歳	8	6	-	-	1	1	-	100.0	75.0	-	-	12.5	12.5	-	
50~59歳	28	13	1	1	7	6	-	100.0	46.4	3.6	3.6	25.0	21.4	-	
60~69歳	17	8	-	-	6	3	-	100.0	47.1	-	-	35.3	17.6	-	
70歳以上	25	15	1	1	3	3	2	100.0	60.0	4.0	4.0	12.0	12.0	8.0	
不詳	169	62	4	21	6	73	3	100.0	36.7	2.4	12.4	3.6	43.2	1.8	
従業員の規模															
1人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2人	1	1	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	
3人	2	1	-	-	1	-	-	100.0	50.0	-	-	50.0	-	-	
4人	11	5	-	1	4	1	-	100.0	45.5	-	9.1	36.4	9.1	-	
5~9人	49	28	1	-	6	12	2	100.0	57.1	2.0	-	12.2	24.5	4.1	
10~19人	46	27	2	2	6	9	-	100.0	58.7	4.3	4.3	13.0	19.6	-	
20人以上	139	40	3	21	7	65	3	100.0	28.8	2.2	15.1	5.0	46.8	2.2	
不詳	4	3	-	-	-	1	-	100.0	75.0	-	-	-	25.0	-	
スクリーン数															
1スクリーン	50	29	2	-	11	6	2	100.0	58.0	4.0	-	22.0	12.0	4.0	
2スクリーン	30	16	1	1	6	6	-	100.0	53.3	3.3	3.3	20.0	20.0	-	
3~5スクリーン	54	31	2	2	5	14	-	100.0	57.4	3.7	3.7	9.3	25.9	-	
6スクリーン以上	117	28	1	21	2	62	3	100.0	23.9	0.9	17.9	1.7	53.0	2.6	
不詳	1	1	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	
地域ブロック															
北海道・東北	45	19	1	3	3	18	1	100.0	42.2	2.2	6.7	6.7	40.0	2.2	
関東・甲信越	80	29	-	9	5	35	2	100.0	36.3	-	11.3	6.3	43.8	2.5	
東海・北陸	45	19	1	2	5	16	2	100.0	42.2	2.2	4.4	11.1	35.6	4.4	
近畿	29	15	2	4	2	6	-	100.0	51.7	6.9	13.8	6.9	20.7	-	
中国・四国	23	10	2	1	7	3	-	100.0	43.5	8.7	4.3	30.4	13.0	-	
九州	30	13	-	5	2	10	-	100.0	43.3	-	16.7	6.7	33.3	-	

※経営者年齢層は単独館、ミニシアターのみである

平成18年度生活衛生関係営業

経営実態調査報告

飲食店営業（すし店）

（平成18年10月1日現在）

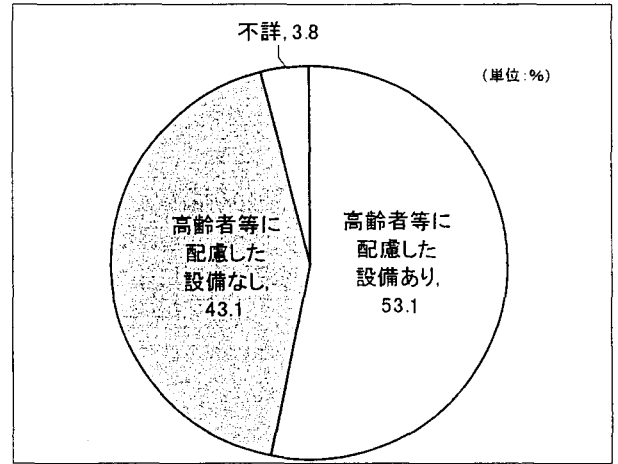
(1) 設備等の状況

設備等の状況について構成割合をみると、高齢者等に配慮した設備ありの施設は53.1%で、その設備の種類としては「階段に手すりの設置」が63.8%と最も高くなっている。また、設備なしの施設は43.1%で、設備のない理由として「費用がかかる」が50.8%と最も高くなっている。

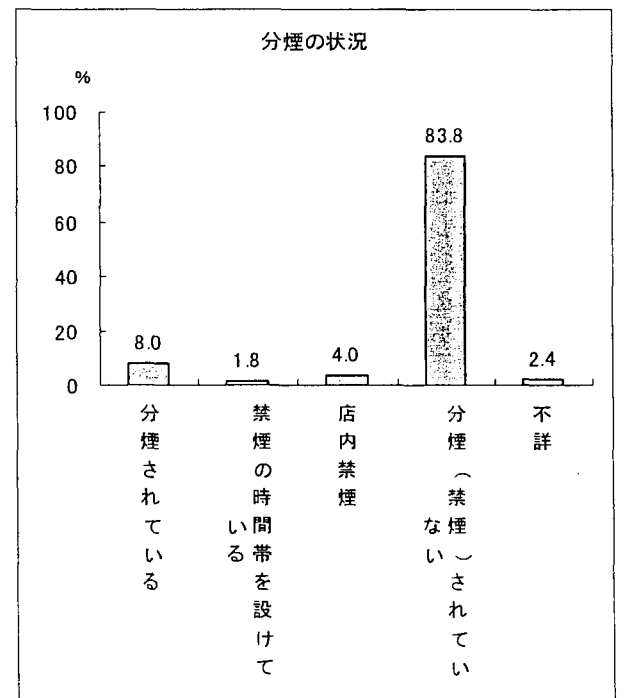
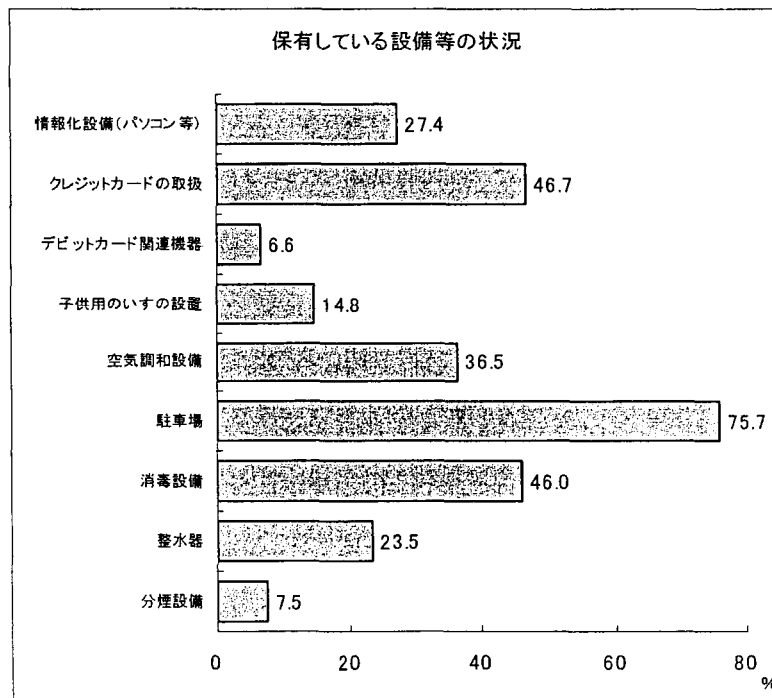
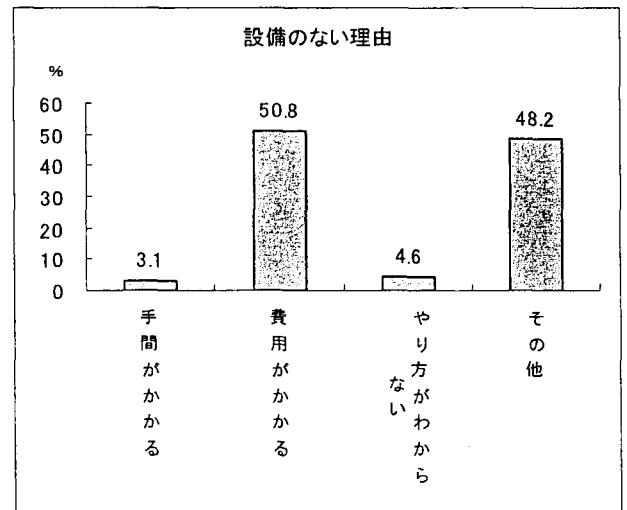
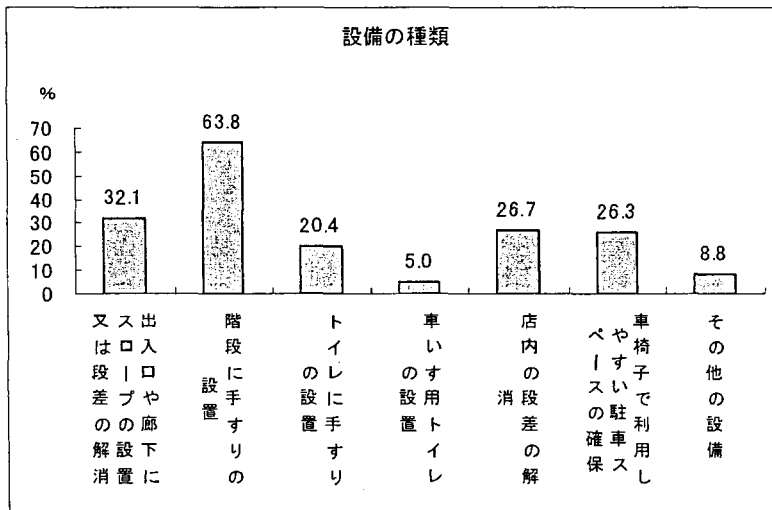
次に、保有している設備等の状況について施設数の割合をみると、「駐車場」が75.7%と最も高くなっている。

更に、分煙の状況について施設数の構成割合をみると、「分煙されていない」施設が83.8%と最も高くなっている。

(図22) 設備投資実績の有無別施設数の構成割合



(図23) 設備状況別施設数の割合 (単位: %)



第30表 施設数・構成割合、分煙の状況×経営主体・営業形態・店舗の形態・立地条件・経営者年齢階級・従業員の規模・地域ブロック別

	実数						構成割合(%)					
	施設数	が分煙され喫煙席	禁煙の時間帯を設けている	店内は禁煙となっている	分煙(禁煙)	不詳	施設数	が分煙され喫煙席	禁煙の時間帯を設けている	店内は禁煙となっている	分煙(禁煙)	不詳
総数	452	36	8	18	379	11	100.0	8.0	1.8	4.0	83.8	2.4
経営主体												
個人経営	222	11	4	5	194	8	100.0	5.0	1.8	2.3	87.4	3.6
株式会社	40	5	-	3	31	1	100.0	12.5	-	7.5	77.5	2.5
有限会社	187	20	4	10	151	2	100.0	10.7	2.1	5.3	80.7	1.1
その他	3	-	-	-	3	-	100.0	-	-	-	100.0	-
営業形態												
一般店	448	34	8	18	378	10	100.0	7.6	1.8	4.0	84.4	2.2
回転寿司店	1	1	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-
持ち帰り宅配専門店	1	-	-	-	-	1	100.0	-	-	-	-	100.0
不詳	2	1	-	-	1	-	100.0	50.0	-	-	50.0	-
店舗の形態												
単独店	403	29	6	14	343	11	100.0	7.2	1.5	3.5	85.1	2.7
本店(支店あり)	45	7	2	4	32	-	100.0	15.6	4.4	8.9	71.1	-
支店数												
1店	32	5	1	3	23	-	100.0	15.6	3.1	9.4	71.9	-
2店以上	13	2	1	1	9	-	100.0	15.4	7.7	7.7	69.2	-
支店	3	-	-	-	3	-	100.0	-	-	-	100.0	-
不詳	1	-	-	-	1	-	100.0	-	-	-	100.0	-
立地条件												
商業地区	234	18	4	10	199	3	100.0	7.7	1.7	4.3	85.0	1.3
住宅地区	171	13	2	8	143	5	100.0	7.6	1.2	4.7	83.6	2.9
工場・オフィス街	3	-	-	-	2	1	100.0	-	-	-	66.7	33.3
郊外の幹線道路沿い	33	3	2	-	26	2	100.0	9.1	6.1	-	78.8	6.1
複合施設内	5	2	-	-	3	-	100.0	40.0	-	-	60.0	-
その他	5	-	-	-	5	-	100.0	-	-	-	100.0	-
不詳	1	-	-	-	1	-	100.0	-	-	-	100.0	-
経営者年齢階級												
30歳未満	1	-	-	-	1	-	100.0	-	-	-	100.0	-
30~39歳	15	3	-	1	11	-	100.0	20.0	-	6.7	73.3	-
40~49歳	24	3	-	-	21	-	100.0	12.5	-	-	87.5	-
50~59歳	155	12	4	8	130	1	100.0	7.7	2.6	5.2	83.9	0.6
60~69歳	198	15	4	7	167	5	100.0	7.6	2.0	3.5	84.3	2.5
70歳以上	57	3	-	2	48	4	100.0	5.3	-	3.5	84.2	7.0
不詳	2	-	-	-	1	1	100.0	-	-	-	50.0	50.0
従業員の規模												
1人	6	-	-	-	6	-	100.0	-	-	-	100.0	-
2人	61	1	-	3	56	1	100.0	1.6	-	4.9	91.8	1.6
3人	57	3	-	1	50	3	100.0	5.3	-	1.8	87.7	5.3
4人	58	-	1	3	52	2	100.0	-	1.7	5.2	89.7	3.4
5~9人	151	13	3	1	130	4	100.0	8.6	2.0	0.7	86.1	2.6
10~19人	73	12	3	3	55	-	100.0	16.4	4.1	4.1	75.3	-
20人以上	40	7	1	6	26	-	100.0	17.5	2.5	15.0	65.0	-
不詳	6	-	-	1	4	1	100.0	-	-	16.7	66.7	16.7
地域ブロック												
北海道・東北	72	6	1	2	62	1	100.0	8.3	1.4	2.8	86.1	1.4
関東・甲信越	130	13	3	4	106	4	100.0	10.0	2.3	3.1	81.5	3.1
東海・北陸	87	7	2	2	73	3	100.0	8.0	2.3	2.3	83.9	3.4
近畿	55	3	1	1	49	1	100.0	5.5	1.8	1.8	89.1	1.8
中国・四国	52	3	-	5	44	-	100.0	5.8	-	9.6	84.6	-
九州	56	4	1	4	45	2	100.0	7.1	1.8	7.1	80.4	3.6

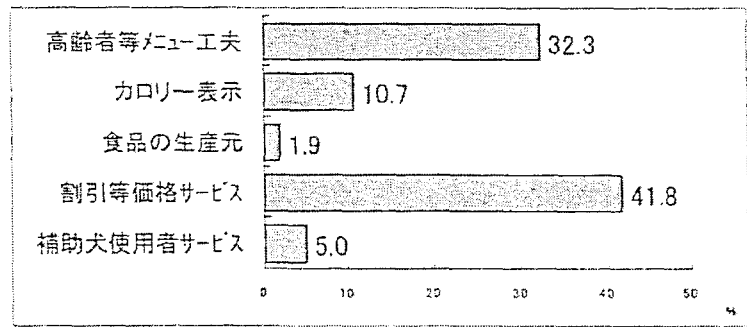
平成16年度生活衛生関係営業
経営実態調査報告
飲食店営業（中華料理店）

（平成16年10月1日現在）

(3) サービス等について

現在行っているサービス内容について施設数の割合を見ると、「割引等価格サービス」が41.8%と最も高くなっている。

(図26) サービス内容別施設数の割合 (複数回答)

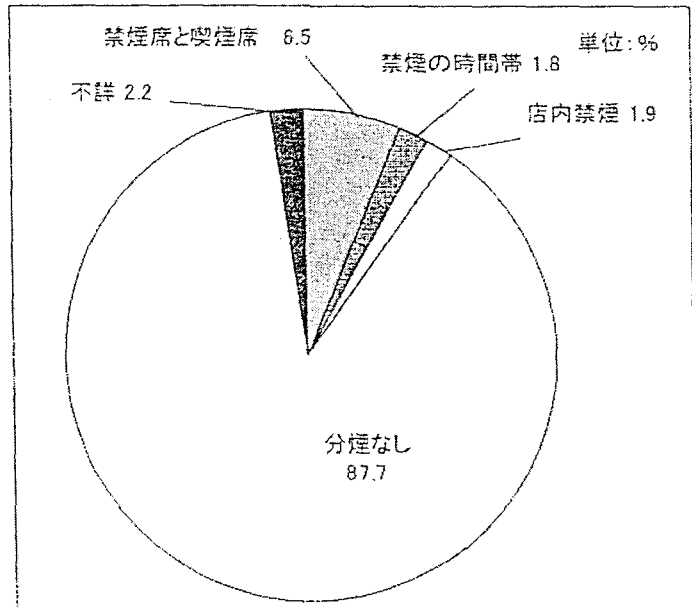


(4) 分煙の状況

分煙の状況を施設数の構成割合で見ると、「分煙なし」が、87.7%と最も高く、次いで、「禁煙席と喫煙席」が6.5%、「店内禁煙」が1.9%と高くなっている。

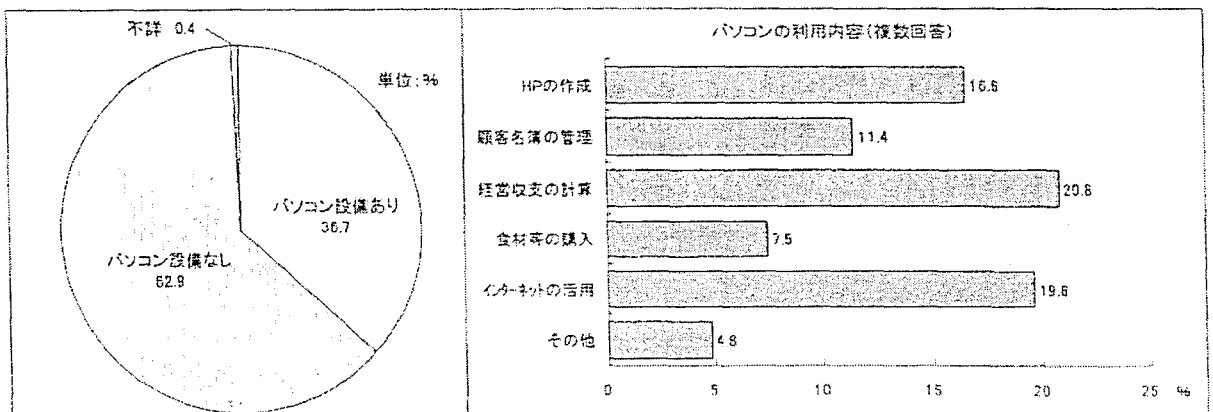
なお、喫煙に対して何らかの対策を行っている施設は、10.1% (「禁煙席と喫煙席」、「店内禁煙」、「禁煙の時間帯」の合計) となっている。

(図27) 分煙の状況別施設数の構成割合



(5) 情報化の状況

(図28) 情報化の状況別にみた施設数の割合



情報化の状況について施設数の構成割合をみると「パソコン設備あり」が36.7%となっている。また、パソコンの利用内容については「経営収支の計算」が20.8%と最も高くなっている。

第37表 施設数・構成割合、分煙の状況×営業形態－経営主体－FC等加入状況－1日平均客数－立地条件－従業員の規模－地域ブロック別

	実数						構成割合(%)						
	総数	禁煙席と喫煙席が分かれている	禁煙の時間帯を設けている	店内禁煙になっている	分煙(禁煙)されていない	不詳	総数	禁煙席と喫煙席が分かれている	禁煙の時間帯を設けている	店内禁煙になっている	分煙(禁煙)されていない	不詳	
総数	682	44	12	13	598	15	100.0	6.5	1.8	1.9	87.7	2.2	
営業形態	ラーメンが主体	281	9	5	8	254	5	100.0	3.2	1.8	2.8	90.4	1.8
	点心・飲茶	18	3	-	-	15	-	100.0	16.7	-	-	83.3	-
	大衆レストラン	233	17	4	3	202	7	100.0	7.3	1.7	1.3	86.7	3.0
	居酒屋形式	31	-	-	-	30	1	100.0	-	-	-	96.8	3.2
	その他	119	15	3	2	97	2	100.0	12.6	2.5	1.7	81.5	1.7
	不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
経営主体	個人経営	455	20	6	9	414	7	100.0	4.4	1.3	1.8	91.0	1.5
	株式会社	54	12	-	1	41	-	100.0	22.2	-	1.9	75.9	-
	有限会社	171	12	5	4	142	8	100.0	7.0	2.9	2.3	83.0	4.7
	その他	2	-	1	-	1	-	100.0	-	50.0	-	50.0	-
	不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
FC加入	加入している	23	1	-	-	22	-	100.0	4.3	-	-	95.7	-
	加入していない	655	43	12	13	572	15	100.0	6.6	1.8	2.0	87.3	2.3
	不詳	4	-	-	-	4	-	100.0	-	-	-	100.0	-
1日平均客数	50未満	229	10	2	5	208	4	100.0	4.4	0.9	2.2	90.8	1.7
	50～100人	244	9	4	4	218	9	100.0	3.7	1.6	1.6	89.3	3.7
	100～200人	148	15	2	2	129	-	100.0	10.1	1.4	1.4	87.2	-
	200人以上	61	10	4	2	43	2	100.0	16.4	6.6	3.3	70.5	3.3
	不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
立地条件	商業地区	313	18	9	4	278	4	100.0	5.8	2.9	1.3	88.8	1.3
	住宅地区	205	10	1	5	182	7	100.0	4.9	0.5	2.4	88.8	3.4
	工場・オフィス街	21	1	-	-	19	1	100.0	4.8	-	-	90.5	4.0
	郊外の幹線道路沿い	114	13	1	3	94	3	100.0	11.4	0.9	2.6	82.5	2.6
	複合施設	10	-	1	1	8	-	100.0	-	10.0	10.0	80.0	-
	その他	19	2	-	-	17	-	100.0	10.5	-	-	89.5	-
	不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
従業員の規模	1人	1	-	-	-	1	-	100.0	-	-	-	100.0	-
	2人	74	-	2	1	71	-	100.0	-	2.7	1.4	95.9	-
	3人	115	2	-	3	107	3	100.0	1.7	-	2.6	93.0	2.6
	4人	92	4	3	3	80	2	100.0	4.3	3.3	3.3	87.0	2.2
	5～9人	238	14	3	5	210	6	100.0	5.9	1.3	2.1	88.2	2.5
	10～19人	109	12	2	1	92	2	100.0	11.0	1.8	0.9	84.4	1.8
	20人以上	42	12	2	-	28	-	100.0	28.6	4.8	-	66.7	-
	不詳	11	-	-	-	9	2	100.0	-	-	-	81.8	18.2
	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域ブロック	北海道・東北	77	1	1	1	70	4	100.0	1.3	1.3	1.3	90.9	5.2
	関東・甲信越	205	13	7	7	175	3	100.0	6.3	3.4	3.4	85.4	1.5
	東海・北陸	87	5	1	4	75	2	100.0	5.7	1.1	4.6	86.2	2.3
	近畿	83	10	-	1	72	-	100.0	12.0	-	1.2	86.7	-
	中国・四国	107	11	-	-	91	5	100.0	10.3	-	-	85.0	4.7
	九州	123	4	3	-	115	1	100.0	3.3	2.4	-	93.5	0.8

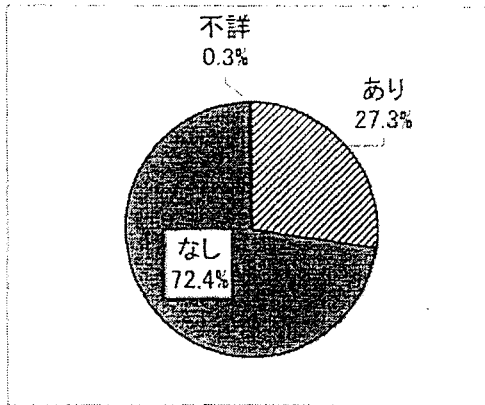
平成15年度生活衛生関係営業
経営実態調査報告
飲食店営業（一般食堂）

（平成15年10月1日現在）

(2) 高齢者や車椅子利用者に配慮した設備「あり」は約3割

高齢者等に配慮した設備について「あり」が27.3%で、「段差解消設備」が18.4%、「階段に手すり設置」が12.0%となっている。

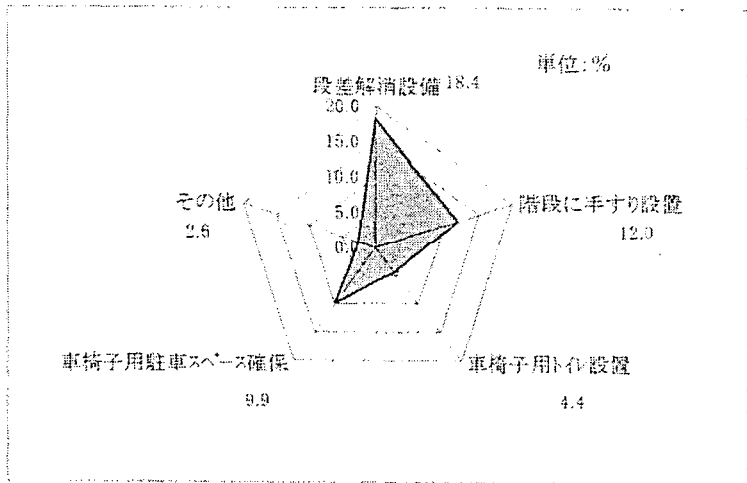
(図21) 高齢者等に配慮した設備の状況(%)



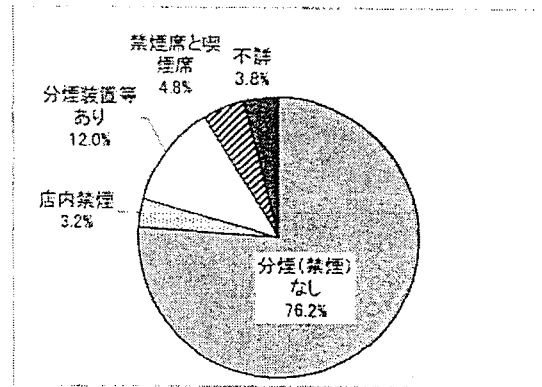
(3) 分煙(禁煙)なしの施設が約8割

分煙(禁煙)していない施設は76.2%となっている。

(図20) 高齢者等配慮設備の状況別施設数の構成割合(複数回答)



(図22) 分煙の状況(%)



7 経営者の意識に関する項目

(1) 経営上の問題点は「客数の減少」

経営上の問題点について、「客数の減少」と考えている経営者は81.3%、次いで、「客単価の減少」が52.2%、「諸経費の上昇」が23.1%となっている。

(2) 今後の経営方針は「新メニューの開発」

今後の経営方針について、「新メニューの開発」が61.7%、次いで「顧客サービスの改善」46.3%、「施設・設備の改装」35.3%となっている。

(表4) 経営上の問題点別施設数の構成割合(複数回答)

経営上の問題点	%
客数の減少	81.3
客単価の減少	52.2
諸経費の上昇	23.1
原材料費の上昇	19.3
立地条件の悪化	18.7
資金調達難	17.0
後継者難	13.9
人件費の上昇	13.9

(表5) 今後の経営方針別施設数の構成割合(複数回答)

今後の経営方針	%
新メニューの開発	61.7
顧客サービスの改善	46.3
施設・設備の改装	35.3
広告・宣伝等の強化	31.2
専門店化高級店化	10.7
特になし	9.1
事業規模の拡大・縮小	8.9
経営の多角化	8.4

第37表 施設数・構成割合、分煙の状況×営業形態－経営主体－FC等加入状況－立地条件－従業員の規模－1日平均客数－地域ブロック別

	実 数						構 成 割 合						
	総数	禁煙席 と喫煙席	分煙装置	店内禁煙	分煙なし	不詳	総数	禁煙席 と喫煙席	分煙装置	店内禁煙	分煙なし	不詳	
総数	689	33	83	22	525	26	100.0	4.8	12.0	3.2	76.2	3.8	
営業 形 態	大衆（ファミリー）食堂	234	11	25	9	182	7	100.0	4.7	10.7	3.8	77.8	3.0
	ディナーレストラン	2	1	-	-	1	-	100.0	50.0	-	-	50.0	-
	専門料理店（日本料理）	201	11	24	3	159	4	100.0	5.5	11.9	1.5	79.1	2.0
	専門料理店（西洋料理）	29	2	2	3	19	3	100.0	6.9	6.9	10.3	65.5	10.3
	専門料理店（東洋料理）	28	2	6	-	19	1	100.0	7.1	21.4	-	67.9	3.6
	昼食事・夜居酒屋	90	3	13	1	70	3	100.0	3.3	14.4	1.1	77.8	3.3
	その他	104	3	13	6	74	8	100.0	2.9	12.5	5.8	71.2	7.7
下詳	1	-	-	-	1	-	100.0	-	-	-	100.0	-	
経 営 主 体	個人経営	385	9	44	10	310	12	100.0	2.3	11.4	2.6	80.5	3.1
	株式会社	79	11	9	5	52	2	100.0	13.9	11.4	6.3	65.8	2.5
	有限会社	218	13	30	7	156	12	100.0	6.0	13.8	3.2	71.6	5.5
	その他	7	-	-	-	7	-	100.0	-	-	-	100.0	-
	不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
FC 加 入	加入している	22	7	2	3	10	-	100.0	31.8	9.1	13.6	45.5	-
	加入していない	665	26	80	19	514	26	100.0	3.9	12.0	2.9	77.3	3.9
	不詳	2	-	1	-	1	-	100.0	-	50.0	-	50.0	-
立 地 条 件	商業地区	360	14	48	12	275	11	100.0	3.9	13.3	3.3	76.4	3.1
	住宅地区	155	5	16	4	124	6	100.0	3.2	10.3	2.6	80.0	3.9
	工場・オフィス街	11	-	-	-	11	-	100.0	-	-	-	100.0	-
	郊外の幹線道路沿い	102	8	16	4	69	5	100.0	7.8	15.7	3.9	67.6	4.9
	複合施設内	17	3	1	1	11	1	100.0	17.6	5.9	5.9	64.7	5.9
	その他	42	3	2	1	33	3	100.0	7.1	4.8	2.4	78.6	7.1
	不詳	2	-	-	-	2	-	100.0	-	-	-	100.0	-
従 業 者 の 規 模	1人	10	-	3	-	7	-	100.0	-	30.0	-	70.0	-
	2人	95	1	10	2	81	1	100.0	1.1	10.5	2.1	85.3	1.1
	3人	71	-	6	1	59	5	100.0	-	8.5	1.4	83.1	7.0
	4人	75	3	12	2	53	5	100.0	4.0	16.0	2.7	70.7	6.7
	5～9人	243	8	31	8	187	9	100.0	3.3	12.8	3.3	77.0	3.7
	10～19人	118	7	15	4	90	2	100.0	5.9	12.7	3.4	76.3	1.7
	20人以上	75	14	6	5	47	3	100.0	18.7	8.0	6.7	62.7	4.0
	不詳	2	-	-	-	1	1	100.0	-	-	-	50.0	50.0
1日 平 均 客 数	50人未満	334	5	37	8	273	11	100.0	1.5	11.1	2.4	81.7	3.3
	50～100	178	9	26	3	134	6	100.0	5.1	14.6	1.7	75.3	3.4
	100～200	119	7	15	6	86	5	100.0	5.9	12.6	5.0	72.3	4.2
	200人以上	52	12	5	5	28	2	100.0	23.1	9.6	9.6	53.8	3.8
	不詳	6	-	-	-	4	2	100.0	-	-	-	66.7	33.3
地 域 ブ ロ ッ ク	北海道・東北	60	3	4	1	51	1	100.0	5.0	6.7	1.7	85.0	1.7
	関東・甲信越	153	7	27	6	113	-	100.0	4.6	17.6	3.9	73.9	-
	東海・北陸	116	7	10	6	89	4	100.0	6.0	8.6	5.2	76.7	3.4
	近畿	79	4	11	1	58	5	100.0	5.1	13.9	1.3	73.4	6.3
	中国・四国	135	3	19	3	101	9	100.0	2.2	14.1	2.2	74.8	6.7
九州	146	9	12	5	113	7	100.0	6.2	8.2	3.4	77.4	4.8	

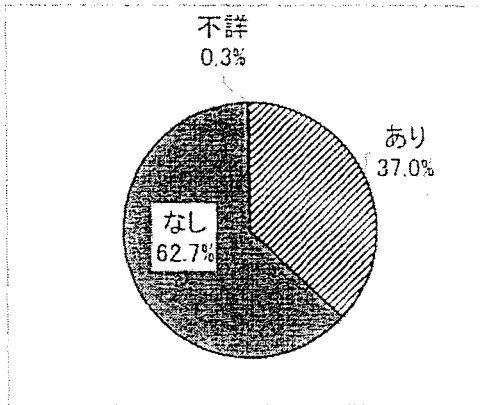
平成15年度生活衛生関係営業
経営実態調査報告
飲食店営業（料理店）

（平成15年10月1日現在）

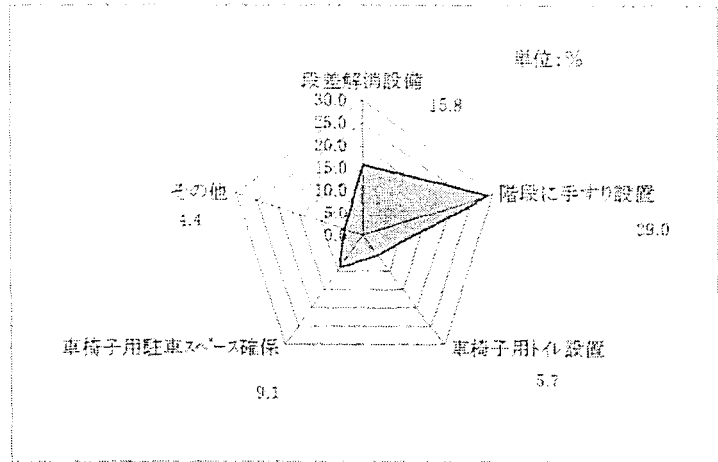
(2) 高齢者や車椅子利用者に配慮した設備「あり」は約4割

高齢者等に配慮した設備について「あり」が37.0%で、「階段に手すり設置」が29.0%、「段差解消設備」が15.8%となっている。

(図20) 高齢者等に配慮した設備の状況(%)



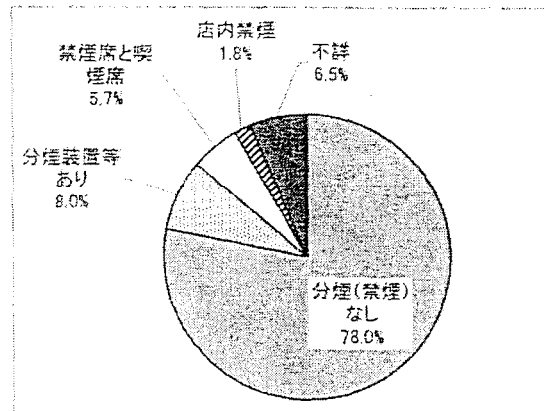
(図19) 高齢者等配慮設備の状況別施設数の構成割合(複数回答)



(図21) 分煙の状況(%)

(3) 分煙(禁煙)なしの施設が約8割

分煙(禁煙)をしていない施設は78.0%となっている。



7 経営者の意識に関する項目

(1) 経営上の問題点は「客数の減少」

経営上の問題点について、「客数の減少」と考えている経営者は81.1%、次いで、「客単価の減少」が64.2%、「法人利用の減少」が61.1%となっている。

(2) 今後の経営方針は「顧客サービスの改善」

今後の経営方針について、「顧客サービスの改善」が60.4%、次いで「新メニューの開発」が58.0%、「他店との差別化」45.3%となっている。

(表4) 経営上の問題点別施設数の構成割合(複数回答)

経営上の問題点	%
客数の減少	81.1
客単価の減少	64.2
法人利用の減少	61.1
資金調達難	24.9
諸経費の上昇	22.0
人件費の上昇	18.4
立地条件の悪化	12.7
人手不足・求人難	10.1

(表5) 今後の経営方針別施設数の構成割合(複数回答)

今後の経営方針	%
顧客サービスの改善	60.4
新メニューの開発	58.0
他店との差別化	45.3
施設・設備の改装	42.2
広告・宣伝等の強化	38.3
経営の多角化	9.6
店舗の増設	4.7
転廃業	4.7

第36表 施設数・構成割合、分煙の状況×営業形態－経営主体－立地条件－従業員の規模－1日平均客数－地域ブロック別

	実 数						構 成 割 合					
	総数	禁煙席 と喫煙席	分煙装置	店内禁煙	分煙なし	不詳	総数	禁煙席 と喫煙席	分煙装置	店内禁煙	分煙なし	不詳
総数	386	22	31	7	301	25	100.0	5.7	8.0	1.8	78.0	6.5
営業形態												
料亭	163	10	15	3	124	11	100.0	6.1	9.2	1.8	76.1	6.7
割烹	135	10	13	-	107	5	100.0	7.4	9.6	-	79.3	3.7
一般飲食店	69	2	2	4	54	7	100.0	2.9	2.9	5.8	78.3	10.1
その他	19	-	1	-	16	2	100.0	-	5.3	-	84.2	10.5
不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
経営主体												
個人経営	98	4	7	2	79	6	100.0	4.1	7.1	2.0	80.6	6.1
株式会社	131	14	13	3	91	10	100.0	10.7	9.9	2.3	69.5	7.6
有限会社	144	4	10	2	119	9	100.0	2.8	6.9	1.4	82.6	6.3
その他	13	-	1	-	12	-	100.0	-	7.7	-	92.3	-
不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
立地条件												
商業地区	262	10	20	2	212	18	100.0	3.8	7.6	0.8	80.9	6.9
住宅地区	81	7	9	1	59	5	100.0	8.6	11.1	1.2	72.8	6.2
工場・オフィス街	4	1	-	-	3	-	100.0	25.0	-	-	75.0	-
郊外の幹線道路沿い	16	3	-	1	12	-	100.0	18.8	-	6.3	75.0	-
その他	22	1	2	3	14	2	100.0	4.5	9.1	13.6	63.6	9.1
不詳	1	-	-	-	1	-	100.0	-	-	-	100.0	-
従業員の規模												
1人	2	-	-	-	2	-	100.0	-	-	-	100.0	-
2人	10	-	1	-	9	-	100.0	-	10.0	-	90.0	-
3人	11	-	2	-	7	2	100.0	-	18.2	-	63.6	18.2
4人	18	-	-	2	15	1	100.0	-	-	11.1	83.3	5.6
5～9人	112	2	10	2	89	9	100.0	1.8	8.9	1.8	79.5	8.0
10～19人	135	9	10	2	107	7	100.0	6.7	7.4	1.5	79.3	5.2
20人以上	97	11	8	1	71	6	100.0	11.3	8.2	1.0	73.2	6.2
不詳	1	-	-	-	1	-	100.0	-	-	-	100.0	-
1日平均客数												
50人未満	257	7	19	4	210	17	100.0	2.7	7.4	1.6	81.7	6.6
50～100	69	6	9	1	48	5	100.0	8.7	13.0	1.4	69.6	7.2
100～200	33	6	1	1	24	1	100.0	18.2	3.0	3.0	72.7	3.0
200人以上	22	3	2	1	16	-	100.0	13.6	9.1	4.5	72.7	-
不詳	5	-	-	-	3	2	100.0	-	-	-	60.0	40.0
地域ブロック												
北海道・東北	62	3	5	1	47	6	100.0	4.8	8.1	1.6	75.8	9.7
関東・甲信越	112	6	16	2	83	5	100.0	5.4	14.3	1.8	74.1	4.5
東海・北陸	54	2	3	2	42	5	100.0	3.7	5.6	3.7	77.8	9.3
近畿	54	9	2	-	40	3	100.0	16.7	3.7	-	74.1	5.6
中国・四国	58	-	2	1	51	4	100.0	-	3.4	1.7	87.9	6.9
九州	46	2	3	1	38	2	100.0	4.3	6.5	2.2	82.6	4.3

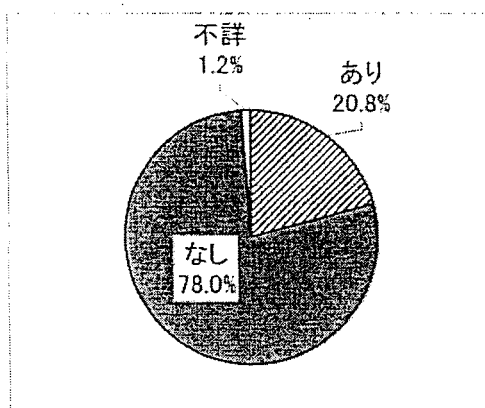
平成15年度生活衛生関係営業
経営実態調査報告
喫茶店営業

(平成15年10月1日現在)

(2) 高齢者や車椅子利用者に配慮した設備「あり」は約2割

高齢者等に配慮した設備について「あり」が20.8%で、「段差解消設備」が13.7%、「車椅子用駐車スペース確保」が7.5%となっている。

(図21) 高齢者等に配慮した設備の状況(%)



(3) 分煙(禁煙)なしの施設が約8割

分煙(禁煙)していない施設は75.5%となっている。

7 経営者の意識に関する項目

(1) 経営上の問題点は「客数の減少」

経営上の問題点について、「客数の減少」と考えている経営者は85.2%、次いで、「客単価の減少」が38.0%、「諸経費の上昇」が28.3%となっている。

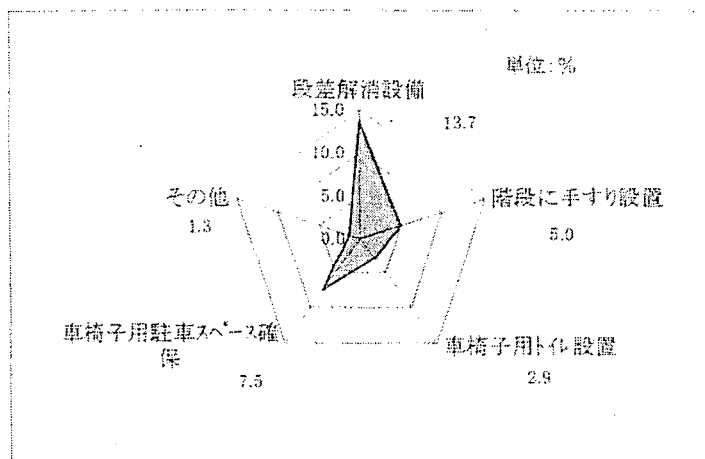
(2) 今後の経営方針は「新メニューの開発」

今後の経営方針については、「新メニューの開発」が55.7%、次いで「顧客サービスの改善」が39.3%、「他店との差別化」33.5%となっている。

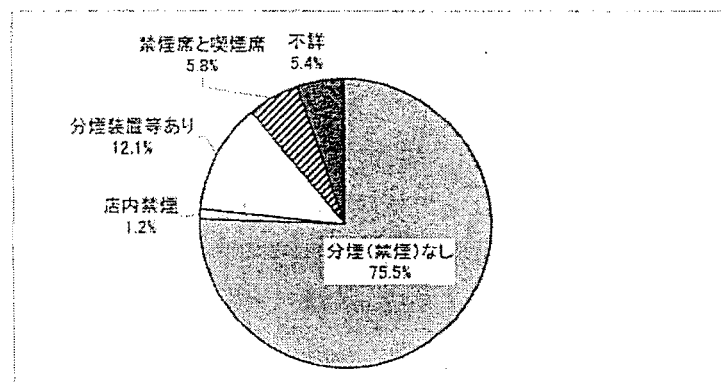
(表4) 経営上の問題点別施設数の構成割合(複数回答)

経営上の問題点	%
客数の減少	85.2
客単価の減少	38.0
諸経費の上昇	28.3
立地条件の悪化	25.4
原材料費の上昇	21.4
嗜好の変化	17.1
後継者難	16.0
資金調達難	15.8

(図20) 高齢者等配慮設備の状況別施設数の構成割合(複数回答)



(図22) 分煙の状況(%)



(表5) 今後の経営方針別施設数の構成割合(複数回答)

今後の経営方針	%
新メニューの開発	55.7
顧客サービスの改善	39.3
他店との差別化	33.5
施設・設備の改装	29.7
広告・宣伝等の強化	17.3
営業時間の変更	14.6
特になし	12.5
転廃業	9.4

第35表 施設数・構成割合、分煙の状況×営業形態－経営主体－FC等加入状況－立地条件－従業員の規模－1日平均客数－地域別

	実 数						構 成 割 合						
	総数	禁煙席 と喫煙席	分煙装置	店内禁煙	分煙なし	不詳	総数	禁煙席 と喫煙席	分煙装置	店内禁煙	分煙なし	不詳	
総数	519	30	63	6	392	28	100.0	5.8	12.1	1.2	75.5	5.4	
営業 形態	飲食中心喫茶店	217	11	33	2	160	11	100.0	5.1	15.2	0.9	73.7	5.1
	喫茶（軽食）店	268	15	28	2	208	15	100.0	5.6	10.4	0.7	77.6	5.6
	漫画喫茶店	1	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-
	インターネットカフェ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	33	3	2	2	24	2	100.0	9.1	6.1	6.1	72.7	6.1
不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
経営 主体	個人経営	358	16	42	3	275	22	100.0	4.5	11.7	0.8	76.8	6.1
	株式会社	45	4	5	1	33	2	100.0	8.9	11.1	2.2	73.3	4.4
	有限会社	109	10	14	2	81	2	100.0	9.2	12.8	1.8	74.3	1.8
	その他	7	-	2	-	3	2	100.0	-	28.6	-	42.9	28.6
	不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
FC 加入	加入している	18	3	2	-	12	1	100.0	16.7	11.1	-	66.7	5.6
	加入していない	497	26	60	6	379	26	100.0	5.2	12.1	1.2	76.3	5.2
	不詳	4	1	1	-	1	1	100.0	25.0	25.0	-	25.0	25.0
立地 条件	商業地区	258	16	36	2	191	13	100.0	6.2	14.0	0.8	74.0	5.0
	住宅地区	121	5	11	2	93	10	100.0	4.1	9.1	1.7	76.9	8.3
	工場・オフィス街	30	1	3	-	25	1	100.0	3.3	10.0	-	83.3	3.3
	郊外の幹線道路沿い	56	5	8	-	40	3	100.0	8.9	14.3	-	71.4	5.4
	複合施設内	24	2	-	1	20	1	100.0	8.3	-	4.2	83.3	4.2
	その他	28	1	5	1	21	-	100.0	3.6	17.9	3.6	75.0	-
不詳	2	-	-	-	2	-	100.0	-	-	-	100.0	-	
従 業 者 の 規 模	1人	24	-	1	-	22	1	100.0	-	4.2	-	91.7	4.2
	2人	102	3	12	1	74	12	100.0	2.9	11.8	1.0	72.5	11.8
	3人	89	2	16	-	66	5	100.0	2.2	18.0	-	74.2	5.6
	4人	62	6	6	-	48	2	100.0	9.7	9.7	-	77.4	3.2
	5～9人	165	8	19	5	129	4	100.0	4.8	11.5	3.0	78.2	2.4
	10～19人	57	3	5	-	46	3	100.0	5.3	8.8	-	80.7	5.3
	20人以上	15	8	3	-	4	-	100.0	53.3	20.0	-	26.7	-
	不詳	5	-	1	-	3	1	100.0	-	20.0	-	60.0	20.0
1日 平 均 客 数	50人未満	172	6	17	2	134	13	100.0	3.5	9.9	1.2	77.9	7.6
	50～100	164	9	23	2	120	10	100.0	5.5	14.0	1.2	73.2	6.1
	100～200	118	4	15	2	94	3	100.0	3.4	12.7	1.7	79.7	2.5
	200人以上	63	11	8	-	43	1	100.0	17.5	12.7	-	68.3	1.6
	不詳	2	-	-	-	1	1	100.0	-	-	-	50.0	50.0
地 域 ブ ロ ッ ク	北海道・東北	74	2	4	2	64	2	100.0	2.7	5.4	2.7	86.5	2.7
	関東・甲信越	84	8	11	-	61	4	100.0	9.5	13.1	-	72.6	4.8
	東海・北陸	192	7	28	2	138	17	100.0	3.6	14.6	1.0	71.9	8.9
	近畿	70	4	11	-	53	2	100.0	5.7	15.7	-	75.7	2.9
	中国・四国	59	2	5	1	50	1	100.0	3.4	8.5	1.7	84.7	1.7
	九州	40	7	4	1	26	2	100.0	17.5	10.0	2.5	65.0	5.0

平成14年度生活衛生関係営業
経営実態調査報告
飲食店営業（そば・うどん店）

（平成14年10月1日現在）

第25表 施設数・構成割合、設備等の状況×営業形態－経営主体－FC等加入状況－1日平均客数－従業員の規模－地域ブロック別

		実数										
		総数	保有設備の種類									
			空気 清浄機	分煙 設備	整水 機器	省電力 機器	駐車場 設備	労働環境 整備施設	全自動手指 洗浄消毒器	デビットカ ード関連機器	情報近代 化設備	空気調和 設備
総数	805	247	311	305	151	582	86	121	32	151	349	
営業 形態	そば店	125	32	45	49	20	100	17	18	4	30	54
	うどん店	81	25	31	28	18	58	6	10	2	14	38
	そば・うどん店	589	188	233	227	113	419	63	93	25	107	254
	立ち食いそば(うどん)	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	不詳	9	2	1	-	-	5	-	-	1	-	3
経営 主体	個人経営	479	136	180	136	57	334	25	50	11	50	182
	株式会社	71	28	30	37	29	51	16	28	14	30	35
	有限会社	249	78	98	127	63	191	42	43	7	71	130
	その他	6	5	3	5	2	6	3	-	-	-	2
	不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
FC 加入	加入している	8	3	4	1	1	5	1	1	-	1	5
	加入していない	789	243	303	304	150	569	85	120	32	149	341
	不詳	8	1	4	-	-	8	-	-	-	1	3
1日 平均 客数	50人未満	197	51	79	52	21	143	11	17	4	18	61
	50～100	268	73	96	89	36	173	19	32	6	29	110
	100～200	220	75	83	102	50	174	28	39	8	53	112
	200人以上	119	48	53	62	43	91	27	33	14	50	65
	不詳	1	-	-	-	1	1	1	-	-	1	1
従 業 者 の 規 模	1人	9	4	3	-	-	5	-	-	-	-	2
	2人	92	27	35	12	4	52	2	10	1	4	27
	3人	103	28	40	32	10	62	6	6	3	6	32
	4人	116	29	46	43	11	80	10	8	4	17	48
	5～9人	300	95	109	121	55	229	33	45	5	51	132
	10～19人	127	41	52	66	40	105	19	32	4	35	71
	20人以上	58	23	26	31	31	49	16	20	15	38	37
	不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 ブ ロ ッ ク	北海道・東北	119	35	44	51	28	95	20	15	3	29	45
	関東・甲信越	177	60	66	87	32	139	20	32	4	39	87
	東海・北陸	132	36	48	36	23	99	13	18	6	22	48
	近畿	94	29	29	33	17	37	9	19	7	15	40
	中国・四国	140	45	52	35	17	102	10	14	3	18	57
	九州	143	42	72	63	34	110	14	23	9	28	72

第25表 施設数・構成割合、設備等の状況×営業形態－経営主体－FC等加入状況－1日平均客数－従業員の規模－地域ブロック別

	構成割合											
	総数	保有設備の種類										
		空気 清浄機	分煙 設備	整水 機器	省電力 機器	駐車場 設備	労働環境 整備施設	全自動手指 洗浄消毒器	デビットカ ード関連機器	情報近代 化設備	空気調和 設備	
総数	100.0	30.7	38.6	37.9	18.8	72.3	10.7	15.0	4.0	18.8	43.4	
営業 形態	そば店	100.0	25.6	36.0	39.2	16.0	80.0	13.6	14.4	3.2	24.0	43.2
	うどん店	100.0	30.9	38.3	34.6	22.2	71.6	7.4	12.3	2.5	17.3	46.9
	そば・うどん店	100.0	31.9	39.6	38.5	19.2	71.1	10.7	15.8	4.2	18.2	43.1
	立ち食いそば(うどん)	100.0	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-
	不詳	100.0	22.2	11.1	-	-	55.6	-	-	11.1	-	33.3
経営 主体	個人経営	100.0	28.4	37.6	28.4	11.9	69.7	5.2	10.4	2.3	10.4	38.0
	株式会社	100.0	39.4	42.3	52.1	40.8	71.8	22.5	39.4	19.7	42.3	49.3
	有限会社	100.0	31.3	39.4	51.0	25.3	76.7	16.9	17.3	2.8	28.5	52.2
	その他	100.0	83.3	50.0	83.3	33.3	100.0	50.0	-	-	-	33.3
	不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
FC 加入	加入している	100.0	37.5	50.0	12.5	12.5	62.5	12.5	12.5	-	12.5	62.5
	加入していない	100.0	30.8	38.4	38.5	19.0	72.1	10.8	15.2	4.1	18.9	43.2
	不詳	100.0	12.5	50.0	-	-	100.0	-	-	-	12.5	37.5
1日 平均 客数	50人未満	100.0	25.9	40.1	26.4	10.7	72.6	5.6	8.6	2.0	9.1	31.0
	50～100	100.0	27.2	35.8	33.2	13.4	64.6	7.1	11.9	2.2	10.8	41.0
	100～200	100.0	34.1	37.7	46.4	22.7	79.1	12.7	17.7	3.6	24.1	50.9
	200人以上	100.0	40.3	44.5	52.1	36.1	76.5	22.7	27.7	11.8	42.0	54.6
	不詳	100.0	-	-	-	100.0	100.0	100.0	-	-	100.0	100.0
従 業 者 の 規 模	1人	100.0	44.4	33.3	-	-	55.6	-	-	-	-	22.2
	2人	100.0	29.3	38.0	13.0	4.3	56.5	2.2	10.9	1.1	4.3	29.3
	3人	100.0	27.2	38.8	31.1	9.7	60.2	5.8	5.8	2.9	5.8	31.1
	4人	100.0	25.0	39.7	37.1	9.5	69.0	8.6	6.9	3.4	14.7	41.4
	5～9人	100.0	31.7	36.3	40.3	18.3	76.3	11.0	15.0	1.7	17.0	44.0
	10～19人	100.0	32.3	40.9	52.0	31.5	82.7	15.0	25.2	3.1	27.6	55.9
	20人以上	100.0	39.7	44.8	53.4	53.4	84.5	27.6	34.5	25.9	65.5	63.8
	不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 ブ ロ ッ ク	北海道・東北	100.0	29.4	37.0	42.9	23.5	79.8	16.8	12.6	2.5	24.4	37.8
	関東・甲信越	100.0	33.9	37.3	49.2	18.1	78.5	11.3	18.1	2.3	22.0	49.2
	東海・北陸	100.0	27.3	36.4	27.3	17.4	75.0	9.8	13.6	4.5	16.7	36.4
	近畿	100.0	30.9	30.9	35.1	18.1	39.4	9.6	20.2	7.4	16.0	42.6
	中国・四国	100.0	32.1	37.1	25.0	12.1	72.9	7.1	10.0	2.1	12.9	40.7
	九州	100.0	29.4	50.3	44.1	23.8	76.9	9.8	16.1	6.3	19.6	50.3

平成18年度生活衛生関係営業

経営実態調査報告

旅館業

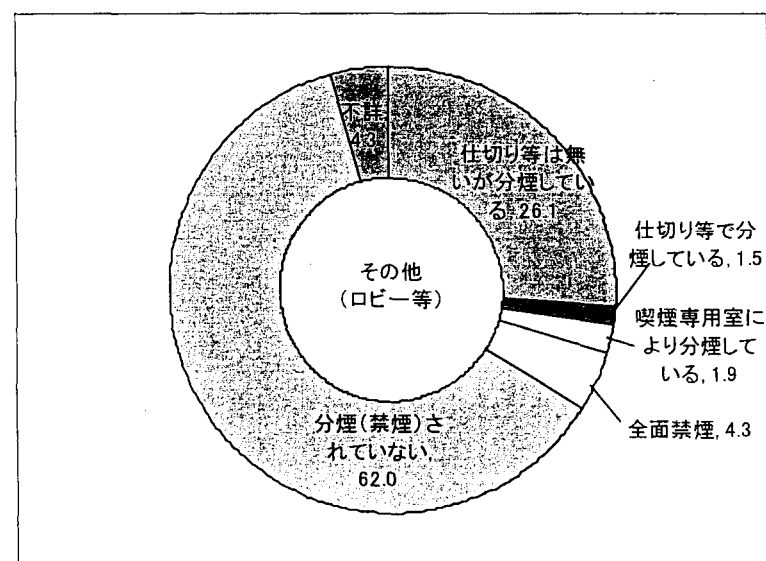
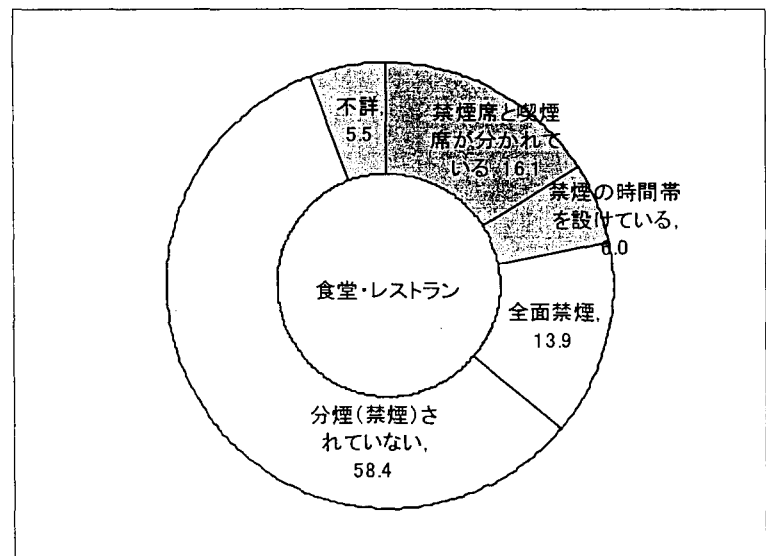
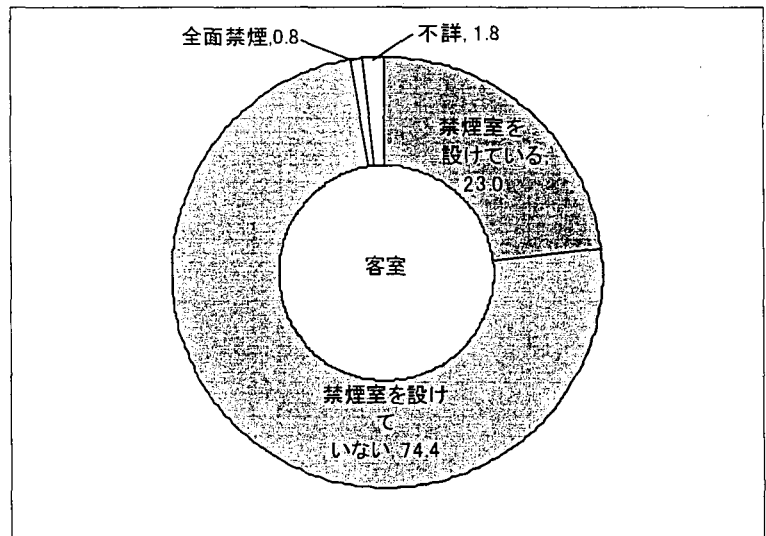
(平成18年10月1日現在)

(6) 分煙の状況

分煙の状況について、それぞれの施設数の構成割合を見ると、客室では「喫煙室を設けていない」が74.4%と最も高くなっている。

次に、食堂・レストランでは、「分煙（禁煙）されていない」が58.4%、また、その他（ロビー等）においても62.0%と半数以上を占めている。

(図2.2) 分煙の状況別施設数の割合（単位：％）



第28表 施設数・構成割合、分煙の状況×経営主体・専業・兼業・営業形態・店舗の形態・創業年・立地条件・経営者年齢階級・従業員の規模・地域ブロック別

	構成割合(%)																																		
	施設数															構成割合(%)																			
	施設数	客室					食堂・レストラン					その他(ロビー等)					施設数	客室					食堂・レストラン					その他(ロビー等)							
禁煙室を設けている		禁煙室を設けていない	全面禁煙	不詳	禁煙席と喫煙席が分かれている	禁煙の時間帯を設けている	全面禁煙	分煙(禁煙)	分煙(禁煙)	不詳	仕切り等で分煙している	仕切り等が無いが分煙している	喫煙専用室による分煙している	全面禁煙	分煙(禁煙)	分煙(禁煙)		不詳	禁煙室を設けている	禁煙室を設けていない	全面禁煙	不詳	禁煙席と喫煙席が分かれている	禁煙の時間帯を設けている	全面禁煙	分煙(禁煙)	分煙(禁煙)	不詳	仕切り等で分煙している	仕切り等が無いが分煙している	喫煙専用室による分煙している	全面禁煙	分煙(禁煙)	分煙(禁煙)	不詳
総数	847	195	630	7	15	138	51	118	495	47	221	13	16	36	525	36	100.0	23.0	74.4	0.8	1.8	16.1	6.0	13.9	58.4	5.5	26.1	1.5	1.9	4.3	62.0	4.3			
経営主体	個人経営	140	18	118	1	3	11	3	14	103	9	15	1	6	107	10	100.0	12.9	84.3	0.7	2.1	7.9	2.1	10.0	73.6	6.4	10.7	0.7	4.3	76.4	7.1				
	株式会社	424	123	287	5	9	90	33	69	211	21	151	7	12	16	220	18	100.0	29.0	67.7	1.2	2.1	21.2	7.8	16.3	49.8	5.0	35.6	1.7	3.8	51.9	4.2			
	有限会社	256	51	201	1	3	31	14	33	162	16	50	5	3	14	177	7	100.0	19.9	78.5	0.4	1.2	12.1	5.5	12.9	63.3	6.3	19.5	2.0	5.5	69.1	2.7			
	その他	27	3	24	-	-	4	-	2	19	1	5	-	-	2	21	1	100.0	11.1	88.9	-	-	14.8	3.7	7.4	70.4	3.7	18.5	-	-	77.8	3.7			
専業	専業	723	162	545	4	12	111	45	102	422	43	192	13	14	31	444	29	100.0	22.4	75.4	0.6	1.7	15.4	6.2	14.1	58.4	5.9	26.6	1.8	1.9	4.3	61.4	4.0		
	兼業	122	33	84	2	3	24	6	16	72	4	29	-	2	4	80	7	100.0	27.0	68.9	1.6	2.5	19.7	4.9	13.1	59.0	3.3	23.8	-	-	3.3	65.6	5.7		
	不詳	2	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	100.0	-	50.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0	50.0	-	-		
営業形態	旅館	625	63	547	5	10	75	26	89	398	37	163	10	7	21	393	31	100.0	10.1	87.5	0.8	1.6	12.0	4.2	14.2	63.7	5.9	26.1	1.6	1.1	3.4	62.9	5.0		
	ホテル	217	131	79	2	5	61	25	28	93	10	58	3	9	14	128	5	100.0	60.4	36.4	0.9	2.3	28.1	11.5	12.9	42.9	4.6	26.7	1.4	4.1	6.5	59.0	2.3		
	簡易宿所	5	1	4	-	-	-	1	4	-	-	-	-	-	1	4	-	100.0	20.0	80.0	-	-	-	20.0	80.0	-	-	-	-	20.0	80.0	-	-		
店舗の形態	単独店	740	160	560	6	14	105	41	97	454	43	179	13	28	475	32	100.0	21.6	75.7	0.8	1.9	14.2	5.5	13.1	61.4	5.8	24.2	1.8	1.8	3.8	64.2	4.3			
	本店(支店あり)	88	24	62	1	1	25	9	15	37	2	33	-	2	8	42	3	100.0	27.3	70.5	1.1	1.1	28.4	10.2	17.0	42.0	2.3	37.5	-	2.3	9.1	47.7	3.4		
	支店(再掲)	56	12	42	1	1	12	7	11	24	2	20	-	2	5	29	-	100.0	21.4	75.0	1.8	1.8	21.4	12.5	19.6	42.9	3.6	35.7	-	3.6	8.9	51.8	-		
	支店(再掲)	30	11	19	-	-	12	2	4	12	-	12	-	-	2	13	3	100.0	36.7	63.3	-	-	40.0	6.7	13.3	40.0	-	40.0	-	6.7	43.3	10.0	-		
	支店(再掲)	2	1	1	-	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	100.0	50.0	50.0	-	-	50.0	-	-	-	50.0	-	-	-	-	-	-	-	
	支店(再掲)	16	10	6	-	-	6	3	1	9	-	9	-	1	-	6	-	100.0	62.5	37.5	-	-	37.5	-	37.5	18.8	6.3	56.3	-	6.3	-	37.5	-		
	支店(再掲)	3	1	2	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	2	1	-	100.0	33.3	66.7	-	-	-	-	33.3	33.3	33.3	-	-	-	66.7	33.3	-		
創業年	10年未満	27	12	14	1	1	5	2	5	14	1	10	-	2	-	15	-	100.0	44.4	51.9	3.7	3.7	18.5	7.4	18.5	51.9	3.7	37.0	-	7.4	-	55.6	-		
	10~19年	53	25	27	1	1	16	4	8	23	2	15	1	4	29	3	100.0	47.2	50.9	1.9	1.9	30.2	7.5	15.1	43.4	3.8	28.3	1.9	1.9	7.5	-	54.7	5.7		
	20~29年	77	31	45	1	1	16	10	8	42	1	20	2	2	52	1	100.0	40.3	58.4	1.3	1.3	20.8	13.0	10.4	54.5	1.3	26.0	2.6	2.6	-	67.5	1.3			
	30~39年	132	43	86	1	2	24	13	21	64	10	31	2	2	10	83	4	100.0	32.6	65.2	0.8	1.5	18.2	9.8	15.9	48.5	7.6	23.5	1.5	1.5	7.6	62.9	3.0		
	40~49年	129	24	98	1	6	23	8	20	71	7	42	1	-	8	70	8	100.0	18.6	76.0	0.8	4.7	17.8	6.2	15.5	55.0	5.4	32.6	0.8	-	6.2	54.3	6.2		
	50年以上	428	60	359	2	7	52	14	56	280	26	103	7	9	14	275	20	100.0	14.0	83.9	0.5	1.6	12.1	3.3	13.1	65.4	6.1	24.1	1.6	2.1	3.3	64.3	4.7		
	不詳	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	100.0	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-		
立地条件	市街地	410	143	256	2	9	70	26	44	242	28	85	2	8	21	279	15	100.0	34.9	62.4	0.5	2.2	17.1	6.3	10.7	59.0	6.8	20.7	0.5	2.0	5.1	68.0	3.7		
	観光地(海)	142	16	124	-	2	24	6	24	81	7	42	5	2	5	82	6	100.0	100.0	11.3	87.3	-	1.4	16.9	4.2	16.9	4.2	4.9	29.6	3.5	1.4	3.5	57.7	4.2	
	観光地(山)	237	28	201	5	3	32	16	46	133	10	73	5	5	9	132	13	100.0	11.8	84.8	2.1	1.3	13.5	6.8	19.4	56.1	4.2	30.8	2.1	2.1	3.8	55.7	5.5		
	複合施設内	5	2	3	-	-	1	-	-	3	-	1	-	-	3	1	-	100.0	40.0	60.0	-	-	20.0	20.0	-	60.0	-	20.0	-	-	-	60.0	20.0		
	その他	48	4	43	-	1	8	2	4	32	2	18	-	1	1	27	1	100.0	8.3	89.6	-	2.1	16.7	4.2	8.3	66.7	4.2	37.5	-	2.1	2.1	56.3	2.1		
	不詳	5	2	3	-	-	1	-	-	4	-	2	-	-	2	-	-	100.0	40.0	60.0	-	-	20.0	-	-	-	40.0	-	20.0	-	-	40.0	-		
経営者年齢階級	30歳未満	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	100.0	-	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	
	30~39歳	26	6	20	-	-	3	3	2	18	-	5	-	-	1	20	-	100.0	23.1	76.9	-	-	11.5	11.5	-	7.7	69.2	-	19.2	-	-	3.8	76.9	-	
	40~49歳	103	23	79	1	-	13	11	21	54	4	36	1	-	5	61	-	100.0	22.3	76.7	1.0	-	12.6	10.7	20.4	52.4	3.9	35.0	1.0	-	4.9	59.2	-		
	50~59歳	285	74	206	2	3	52	18	46	159	10	84	6	10	11	163	11	100.0	26.0	72.3	0.7	1.1	18.2	6.3	16.1	55.8	3.5	29.5	2.1	3.5	3.9	57.2	3.9		
	60~69歳	278	61	206	4	7	47	13	38	164	16	72	4	5	13	168	16	100.0	21.9	74.1	1.4	2.5	16.9	4.7	13.7	59.0	5.8	25.9	1.4	1.8	4.7	60.4	5.8		
	70歳以上	152	30	117	-	5	19	5	11	100	17	24	2	1	6	112	7	100.0	19.7	77.0	-	3.3	12.5	3.3	7.2	65.8	11.2	15.8	1.3	0.7	3.9	73.7	4.6		
	不詳	2	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	100.0	50.0	50.0	-	-	50.0	50.0	-	-	-	-	-	-	50.0	50.0	-		
従業員の規模	1人	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	100.0	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	
	2人	16	3	13	-	-	1	1	2	12	-	1	-	2	13	-	100.0	18.8	81.3	-	-	6.3	6.3	12.5	75.0	-	6.3	-	-	-	12.5	81.3	-		
	3人	28	1	26	-	1	-	2	1	20	5	1	-	1	21	4	100.0	3.6	92.9	-	3.6	-	7.1	3.6	71.4	17.9	3.6	3.6	-	3.6	75.0	14.3	-		
	4人	26	-	25	1	-	1	2	2	20	1	5	-	1	20	-	100.0	-	96.2	3.8	-	3.8	7.7	7.7	76.9	3.									

6. 受動喫煙対策に関するアンケート調査・中間評価(飲食店)

平成15年度生衛振興推進事業

分煙対策推進事業

調査研究報告書

4. 禁煙・分煙への対応 《Q4、Q5》

(1) 法施行前後の変化

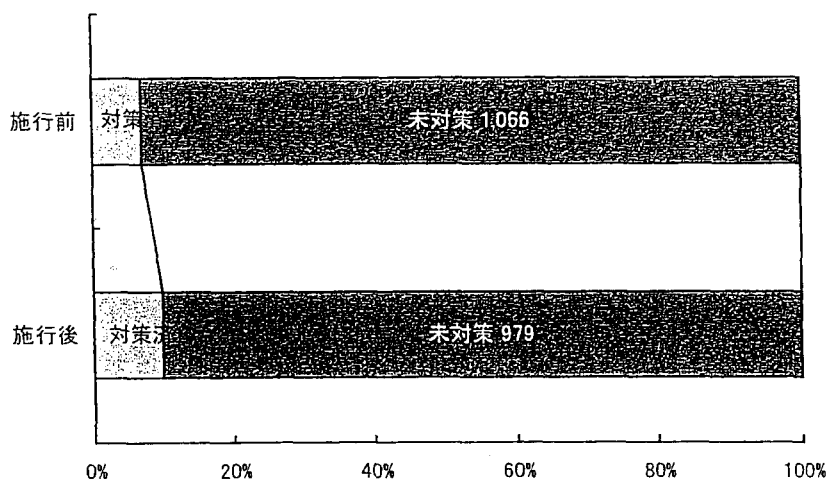
健康増進法の施行の前後における禁煙・分煙対策を聞いた。

施行前に禁煙あるいは分煙等、何らかの「対策を講じている」(左表の1～4の合計)のは6.8%だった。それに対して「何にもしていない」(左表の5)のは88.8%。

法施行後は、「対策を講じている」(右表の2～5と7の合計)のが8.9%、「何にもしていない」(右表の1)のが81.6%となり、対策を講じた店が微増となった。

法施行前	全体	%		法施行後	全体	%
1. 完全に禁煙	16	1.3%	➔	1. 対応していない	979	81.6%
2. 完全に分煙	25	2.1%		2. 完全禁煙にした	19	1.6%
3. 分煙	35	2.9%		3. 完全分煙にした	13	1.1%
4. 禁煙タイムを設ける	5	0.4%		4. 分煙にした	12	1.0%
5. 自由に喫煙可能	1,066	88.8%		5. 禁煙タイムを設けた	6	0.5%
6. その他	20	1.7%		6. その他	54	4.5%
7. 未記入	33	2.8%		7. 対応済み	57	4.7%
計	1,200	100.0%		8. 未記入	60	5.0%
			計	1,200	100.0%	

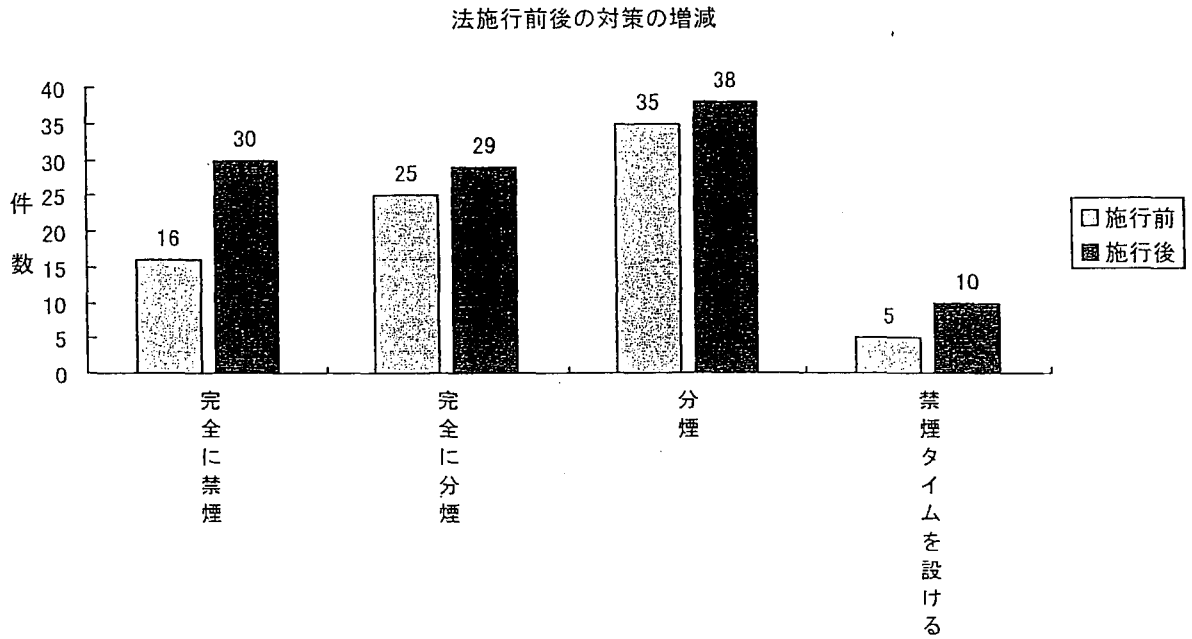
※ここでいう「分煙」(完全に分煙をのぞく)は、換気扇や空気清浄機の設置程度の対策であり、健康増進法でいうところの分煙にあたらぬ。



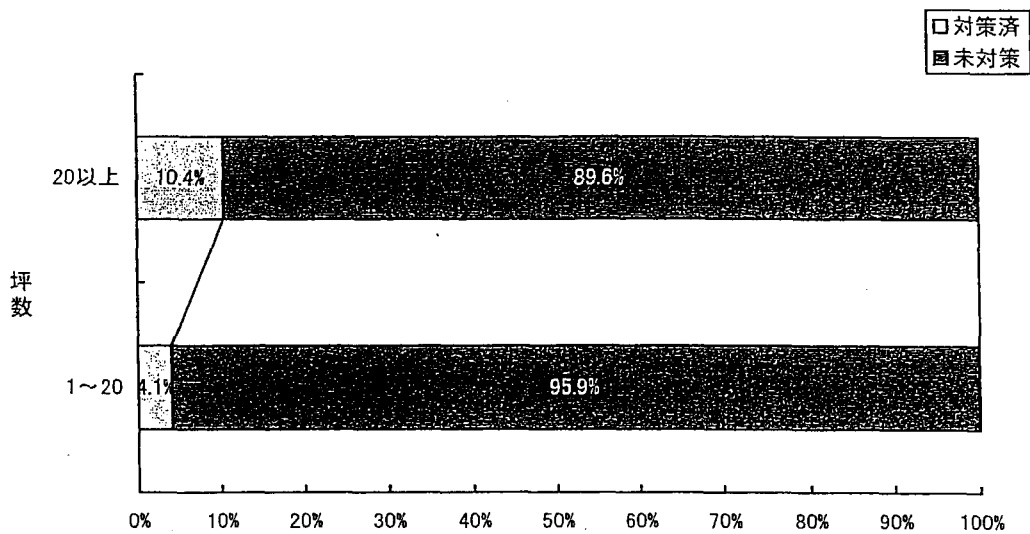
- 対策済 施行前⇒上左表の1～4の合計 施行後⇒上右表の2～5、7の合計
- 未対策 施行前⇒上左表の5 施行後⇒上右表の1

(2) 禁煙・分煙対策への取り組み

また、法施行前後の対策増加傾向は以下のとおりである。完全に分煙は倍増に近いが、それ以外は微増にとどまっている。



下の表は、法施行後の対策の有無について、店舗の坪数で分類した。1～20坪の店舗では、4.1%が対策済であったが、20坪以上では10.4%が対応している。店舗の狭さがネックになっているといえる。



7. 労働者健康状況調査(事務所)

労働者健康状況調査報告

Survey on State of Employees' Health

平成 14 年

(2 0 0 2)

厚生労働省大臣官房統計情報部

Statistics and Information Department,

Minister's Secretariat, Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan

【事業所調査】

4 喫煙対策の実施状況

(1) 喫煙対策の実施率

喫煙対策に取り組んでいる事業所は59.1%となっており、(前回47.7%)に比べて11.4ポイント上昇している。

事業所規模別にみると、5,000人以上規模では100%実施されており、1,000～4,999人規模及び300～999人規模で9割を超えている。

喫煙対策の取組内容(複数回答)としては、「喫煙場所を設けている」75.1%が最も高く、次いで「禁煙場所を設けている」42.7%、「会議、研修等の場所を禁煙にしている」36.3%の順となっている。

事業所規模別にみると、300人以上のすべての規模で、「禁煙場所を設けている」「喫煙場所を設けている」「会議、研修等の場所を禁煙にしている」「たばこの煙を排気・除去する装置等を設置している」を挙げた事業所の割合が5割を超えている。(第17表)

第17表 喫煙対策取組の有無及び取組内容別事業所割合

事業所規模	事業所計	取組内容 (複数回答)													喫煙対策に取り組んでいない
		喫煙対策に取り組んでいる	事業所全体を禁煙にしている	禁煙場所を設けている	喫煙場所を設けている	禁煙タイムを実施している	会議、研修等の場所を禁煙にしている	喫煙場所を設けている	たばこの煙の排気・除去する装置等を設置している	喫煙に対する健康指導を実施している	喫煙対策の担当者、担当部署を定めている	喫煙対策のための委員会等を開催している	浮遊粉じん、CO等の濃度を測定している	その他	
平成14年	100.0	59.1	(100.0)	(14.2)	(42.7)	(75.1)	(11.2)	(36.3)	(25.1)	(8.9)	(2.3)	(1.2)	(3.3)	(1.1)	40.9
5,000人以上	100.0	100.0	(100.0)	(26.0)	(71.2)	(100.0)	(17.5)	(77.9)	(91.1)	(83.4)	(18.6)	(10.8)	(37.1)	(6.9)	-
1,000～4,999人	100.0	98.2	(100.0)	(6.3)	(62.8)	(95.8)	(22.5)	(65.9)	(74.0)	(53.6)	(19.1)	(11.4)	(25.1)	(1.4)	1.8
300～999人	100.0	93.9	(100.0)	(10.4)	(53.5)	(91.1)	(15.7)	(56.2)	(54.0)	(26.7)	(7.9)	(4.4)	(12.5)	(1.7)	6.1
100～299人	100.0	86.7	(100.0)	(6.9)	(48.5)	(86.9)	(14.5)	(46.5)	(41.2)	(17.4)	(4.5)	(2.1)	(8.0)	(1.8)	13.3
50～99人	100.0	73.9	(100.0)	(9.5)	(49.1)	(78.9)	(13.7)	(42.1)	(32.4)	(10.9)	(2.2)	(2.3)	(5.0)	(1.4)	26.1
30～49人	100.0	68.3	(100.0)	(12.7)	(46.6)	(77.3)	(14.5)	(34.1)	(29.0)	(6.4)	(1.2)	(1.1)	(2.8)	(0.2)	31.7
10～29人	100.0	53.6	(100.0)	(16.1)	(40.0)	(72.5)	(9.7)	(34.5)	(20.9)	(7.9)	(2.2)	(0.8)	(2.4)	(1.2)	46.4
平成9年	100.0	47.7	(100.0)	(9.4)	(・)	(・)	(18.8)	(28.8)	(21.7)	(7.7)	(1.8)	(1.5)	(4.8)	(2.9)	52.3

(注) 「禁煙場所を設けている」及び「喫煙場所を設けている」は平成14年調査において新規の調査項目としたものであり、平成9年調査では「禁煙場所、喫煙場所を設けている」(喫煙対策に取り組んでいる事業所のうち78.8%)という2つをまとめた選択肢であった。

(2) 喫煙対策に取り組んでいない理由

喫煙対策に取り組んでいない事業所について、その理由をみると、「社内の合意が得られない」34.0%が最も高く、次いで「取り組む必要を感じない」31.5%、「喫煙者への配慮」23.3%の順となっている。(第18表)

第18表 喫煙対策に取り組んでいない理由別事業所割合

事業所規模	2つ以内の複数回答 (単位: %)							
	(取り組んでいない理由)							
	喫煙対策に取り組んでいない事業所計	社内の合意が得られない	取り組む必要を感じない	喫煙者への配慮	喫煙場所を設けるスペースがない	取り組むための資金	その他	
平成14年	[40.9]	100.0	34.0	31.5	23.3	18.9	4.3	18.7
5,000人以上	[-]	-	-	-	-	-	-	-
1,000~4,999人	[1.8]	100.0	47.8	12.8	12.6	18.1	17.1	39.4
300~999人	[6.1]	100.0	40.9	12.9	29.3	27.2	3.9	19.2
100~299人	[13.3]	100.0	37.5	19.2	29.4	20.2	4.5	18.7
50~99人	[26.1]	100.0	36.4	23.4	27.2	22.7	4.1	20.7
30~49人	[31.7]	100.0	25.7	31.4	30.4	15.1	5.6	19.7
10~29人	[46.4]	100.0	34.8	32.2	22.1	19.1	4.1	18.5
平成9年	[52.3]	100.0	29.4	35.7	25.6		2.4	25.9

(注1) 「喫煙場所を設けるスペースがない」は、平成14年調査において新規の調査項目とした。

(注2) [-]は、全事業所のうち「喫煙対策に取り組んでいない事業所」の割合である。

【労働者調査】

3 喫煙状況及び喫煙対策

(1) 喫煙の状況

職場で「他の人のたばこの煙を吸入すること（受動喫煙）がある」とする労働者は、「ほとんど毎日ある」45.0%、「ときどきある」33.2%をあわせて78.1%となっている。
 (第29表)

第29表 喫煙・非喫煙及び受動喫煙の有無別労働者割合

(単位：%)

性	労働者計	職場で他の人のたばこの煙を吸入すること（受動喫煙）の有無				喫煙者計	職場で他の人のたばこの煙を吸入すること（受動喫煙）の有無				非喫煙者計	職場で他の人のたばこの煙を吸入すること（受動喫煙）の有無						
		ある	ほとんど毎日ある		ときどきある		ない	ある	ほとんど毎日ある			ときどきある	ない	ある	ほとんど毎日ある		ときどきある	ない
			ほとんど毎日ある	ときどきある					ほとんど毎日ある	ときどきある					ほとんど毎日ある	ときどきある		
男女計	100.0	78.1	45.0	33.2	21.9	39.3	33.9	24.9	9.0	5.4	60.7	44.3	20.1	24.1	16.5			
男	100.0	82.7	51.7	31.0	17.3	54.2	47.3	34.7	12.5	7.0	45.8	35.5	17.0	18.5	10.3			
女	100.0	70.7	34.0	36.7	29.3	15.0	12.2	8.8	3.4	2.8	85.0	58.5	25.3	33.3	26.5			

職場での喫煙で「不快に感じること、体調が悪くなることの有無」についてみると、「よくある」とする労働者の割合は10.8%、「たまにある」は26.3%であり、職場での喫煙で不快感や体調が悪くなることのある労働者はあわせて37.2%となっている。(第30表)

第30表 職場での喫煙に関して不快感、体調が悪くなることの頻度別労働者割合

(単位：%)

性、喫煙・非喫煙	労働者計	職場での喫煙で不快に感じること、体調が悪くなることの有無				
		ある	よくある		たまにある	ない
			よくある	たまにある		
計	100.0	37.2	10.8	26.3	62.8	
男	100.0	33.7	9.1	24.6	66.3	
女	100.0	42.8	13.7	29.1	57.2	
喫煙者計	[39.3]	100.0	18.6	2.1	16.5	81.4
男	[54.2]	100.0	19.4	2.2	17.2	80.6
女	[15.0]	100.0	14.2	1.8	12.4	85.8
非喫煙者計	[60.7]	100.0	49.1	16.5	32.7	50.9
男	[45.8]	100.0	50.7	17.2	33.5	49.3
女	[85.0]	100.0	47.8	15.8	32.0	52.2

(注) []は、全労働者のうち「喫煙者」又は「非喫煙者」の割合である。

(2) 喫煙対策

職場における喫煙対策として望むことがあるとする労働者は90.7%となっている。これを男女別にみても差はないが、喫煙者・非喫煙者別にみると、喫煙者86.8%、非喫煙者93.2%となっている。

具体的な内容としては、「喫煙場所を設けること」51.4%が最も高く、次いで「たばこの煙を排気・除去する機器等を設置すること」30.6%、「禁煙場所を設けること」26.0%の順となっている。

喫煙者・非喫煙者別にみると、「事業所全体を禁煙にすること」（喫煙者4.0%、非喫煙者27.8%）、「会議、研修等の場所を禁煙とすること」（喫煙者12.5%、非喫煙者25.5%）について、喫煙者より非喫煙者の方がかなり高くなっている。（第31表）

第31表 職場における喫煙対策として望む内容別労働者割合

	労働者計	喫煙対策として望む内容（複数回答）											喫煙対策として望むことなし又は不明	
		喫煙対策として望むことあり	事業所全体を禁煙にすること	禁煙場所を設けること	喫煙場所を設けること	禁煙タイムを設けること	会議・研修等の場所を禁煙とすること	たばこの煙を排気・除去する機器等を設置すること	喫煙に対する健康指導を実施すること	喫煙対策の担当者・担当部署を決めること	喫煙対策のための委員会等を開催すること	浮遊粉じん、CO等の濃度を測定すること		その他
計	100.0	90.7	18.4	26.0	51.4	8.4	20.4	30.6	6.1	2.0	1.8	3.8	8.0	9.3
男	100.0	90.6	16.3	25.3	52.2	8.0	22.1	29.6	5.6	2.1	2.0	4.0	8.6	9.4
女	100.0	90.8	22.0	27.2	50.2	8.9	17.7	32.3	7.0	1.8	1.4	3.5	7.1	9.2
(喫煙・非喫煙)														
喫煙者	[39.3]	100.0	86.8	4.0	22.6	51.8	7.5	12.5	31.4	4.6	0.7	0.9	2.9	11.0
非喫煙者	[60.7]	100.0	93.2	27.8	28.3	51.2	9.0	25.5	30.1	7.1	2.8	2.3	4.5	6.0
(受動喫煙の有無)														
ほとんど毎日ある	[45.0]	100.0	91.1	17.3	24.7	52.1	8.7	17.6	34.4	5.5	2.3	1.9	4.0	8.6
ときどきある	[33.2]	100.0	92.4	18.8	27.7	49.9	9.5	21.5	29.4	7.3	1.9	2.0	4.1	8.1
ない	[21.9]	100.0	87.2	20.3	26.3	52.4	6.1	24.5	24.6	5.7	1.5	1.2	3.2	6.7
(喫煙で不快感、体調が悪くなることの有無)														
よくある	[10.8]	100.0	99.5	54.8	25.0	48.2	10.9	35.0	36.5	13.0	9.4	7.2	9.4	3.4
たまにある	[26.3]	100.0	97.6	23.8	30.7	53.1	10.8	20.3	35.5	6.8	1.9	1.7	4.4	5.4
ない	[62.8]	100.0	86.3	9.9	24.3	51.3	6.9	17.9	27.5	4.7	0.8	0.8	2.6	9.9

(注) []は、全労働者のうち「喫煙・非喫煙」「受動喫煙の有無」「喫煙で不快感、体調が悪くなることの有無」別の労働者の割合である。

8. 喫煙対策実施状況調査(官公庁施設)

喫煙対策実施状況調査の結果概要

平成17年5月23日
人事院職員福祉局

人事院では、平成15年7月に「職場における喫煙対策に関する指針」(勤務条件局長通知)(参考1)を各府省へ発出し、喫煙対策を推進してきている。平成17年1月時点におけるこの指針の実施状況について調査した。

調査及びその結果の概要は次のとおりである。

(注) 同様の調査は、平成9年4月の旧指針の発出後、平成11年10月時点でも行っている。

1 調査対象官署

非現業一般職国家公務員(約30万人)の勤務する官署のうち本府省(37)、管区機関(194)は全官署、その他の官署は約10分の1を抽出した官署(612)の計843官署について調査した。

2 調査時期

平成17年1月1日現在

3 調査結果の概要

(1) 「事務室内一切禁煙」の官署は9割弱(表1、表2、表3、参考2)

事務室内を禁煙にしている官署は、843中740(87.8%)であり、前回調査(平成11年実施)の30.5%を大きく上回っている。

しかし、指針の規定に反し、18官署(2.1%)で事務室内を、17官署(2.0%)で会議室内を依然として喫煙場所としている。また、(3)で述べるように83官署(9.8%)で事務室内に、25官署(3.0%)で会議室内に喫煙コーナーを設置している。

また、庁舎内を全面禁煙としていると考えられる「庁舎内に喫煙場所を設けていない」官署は83(9.8%)である。

(2) 「喫煙室」のある官署は5割強で、屋外排気装置のある喫煙室は8割強(表3、

表4)

喫煙室を設置しているのは444官署(52.7%)である。

喫煙室の総数は1063室であり、このうち911(85.7%)は指針が求めている屋外排気装置を設置しているが、152(14.3%)では排気装置を設置していない。

(注)「喫煙室」は非喫煙場所と完全に仕切られている場所

(3)「喫煙コーナー」のある官署は5割強で、仕切りのないものは5割以上、屋外排気装置がないものは7割以上(表3、表5、表6、表7)

喫煙コーナーを設置しているのは448官署(53.1%)である。このうち、指針で禁止している事務室内の設置が83官署(18.5%)、同じく会議室内の設置が25官署(5.6%)である。

喫煙コーナーの総数は1471か所であり、このうち指針が求めている非喫煙場所との仕切りがないものが770(52.3%)、同じく排気装置がないものが1056(71.8%)である。

(注)「喫煙コーナー」は出入口等が仕切られていない場所

4 各府省の今後の取組(表8)

庁舎内の全面禁煙を予定している官署は39(4.6%)であり、事務室内及び会議室内一切禁煙を予定している官署は77(9.1%)である。今回の調査結果と合わせると、今後ほとんどの官署で事務室内及び会議室内が禁煙となる。

また、指針の基準を満たすよう喫煙室又は喫煙コーナーの設置又は改善を予定している官署は274(32.5%)である。

5 人事院の今後の対応

今回の調査結果から、事務室内の禁煙が進むなど、前回調査時点と比べると多くの府省で対策の取組が進められているものの、一部で事務室内及び会議室内禁煙が実施されていない官署があること、喫煙室の一部に屋外排気装置がないものがあること、喫煙室の設置が困難な場合に設ける喫煙コーナーについては設置場所が事務室や会議室であるものがあることや、設備面で仕切りがないものや屋外排気装置がないものが多数あることなど不十分な点が明らかとなった。これらの中には既に改善されたもの、又は今後改善予定のものも多いが、人事院としては、今後、これらについて調査結果を精査し、指針で各府省に遵守を求めていることを中心に個別に指導するとともに、研修会や監査等を通じて指針の周知徹底を図っていきたい。

以上

調査対象：843官署（本府省37、管区機関194、その他の機関612）

表1 庁舎外の喫煙場所の有無

	官署数（計）	本府省	管区機関	その他の機関
庁舎外に喫煙場所がある	312（37.0）	8（21.6）	64（33.0）	240（39.2）
庁舎外に喫煙場所がない	531（63.0）	29（78.4）	130（67.0）	372（60.8）

（注）（ ）内は調査官署数に占める割合（％）

表2 庁舎内の喫煙場所の有無

	官署数（計）	本府省	管区機関	その他の機関
庁舎内に喫煙場所がある	760（90.2）	37（100.0）	185（95.4）	538（87.9）
庁舎内に喫煙場所がない	83（9.8）	0（0.0）	9（4.6）	74（12.1）

（注）（ ）内は調査官署数に占める割合（％）

表3 庁舎内の喫煙場所（複数回答）

	官署数（計）	本府省	管区機関	その他の機関
事務室内一切禁煙	740（87.8）	35（94.6）	168（86.6）	537（87.7）
喫煙室	444（52.7）	28（75.7）	107（55.2）	309（50.5）
喫煙コーナー	448（53.1）	17（45.9）	122（62.9）	309（50.5）
事務室（喫煙コーナーを除く）	18（2.1）	1（2.7）	4（2.1）	13（2.1）
会議室（喫煙コーナーを除く）	17（2.0）	1（2.7）	3（1.5）	13（2.1）
食堂	19（2.3）	4（10.8）	5（2.6）	10（1.6）
その他	89（10.6）	4（10.8）	21（10.8）	64（10.5）
特に指定していない	2（0.2）	0（0.0）	0（0.0）	2（0.3）

（注）（ ）内は調査官署数に占める割合（％）

表4 喫煙室の設備

	計	本府省	管区機関	その他の機関
喫煙室数	1 0 6 3 (1 0 0 . 0)	2 1 5 (1 0 0 . 0)	2 5 2 (1 0 0 . 0)	5 9 6 (1 0 0 . 0)
排気装置を設置	9 1 1 (8 5 . 7)	1 8 7 (8 7 . 0)	2 2 3 (8 8 . 5)	5 0 1 (8 4 . 1)
空気清浄装置のみ設置	1 4 6 (1 3 . 7)	2 8 (1 3 . 0)	2 8 (1 1 . 1)	9 0 (1 5 . 1)
排気装置、空気清浄装置とも設置していない	6 (0 . 6)	0 (0 . 0)	1 (0 . 4)	5 (0 . 8)

(注) () 内は喫煙室数に占める割合 (%)

表5 喫煙コーナーの設置場所 (複数回答)

	官署数 (計)	本府省	管区機関	その他の機関
廊下の一部	2 3 5 (5 2 . 5)	9 (5 2 . 9)	6 3 (5 1 . 6)	1 6 3 (5 2 . 8)
ロビーの一部	1 3 8 (3 0 . 8)	6 (3 5 . 3)	3 2 (2 6 . 2)	1 0 0 (3 2 . 4)
事務室の一部	8 3 (1 8 . 5)	1 (5 . 9)	2 2 (1 8 . 0)	6 0 (1 9 . 4)
会議室の一部	2 5 (5 . 6)	0 (0 . 0)	9 (7 . 4)	1 6 (5 . 2)
食堂の一部	1 4 (3 . 1)	0 (0 . 0)	5 (4 . 1)	9 (2 . 9)
休憩室の一部	5 5 (1 2 . 3)	2 (1 1 . 8)	6 (4 . 9)	4 7 (1 5 . 2)
その他	7 9 (1 7 . 6)	4 (2 3 . 5)	2 5 (2 0 . 5)	5 0 (1 6 . 2)

(注) () 内は喫煙コーナーを設置していると回答した調査官署数に占める割合 (%)

表6 喫煙コーナーの構造

	計	本府省	管区機関	その他の機関
喫煙コーナー数	1 4 7 1 (1 0 0 . 0)	9 5 (1 0 0 . 0)	5 1 4 (1 0 0 . 0)	8 6 2 (1 0 0 . 0)
パーテーションを設置	6 2 5 (4 2 . 5)	5 3 (5 5 . 8)	2 7 4 (5 3 . 3)	2 9 8 (3 4 . 6)
パーテーションとスクリーンを設置	7 6 (5 . 2)	2 3 (2 4 . 2)	2 3 (4 . 5)	3 0 (3 . 5)
特に措置していない	7 7 0 (5 2 . 3)	1 9 (2 0 . 0)	2 1 7 (4 2 . 2)	5 3 4 (6 1 . 9)

(注) () 内は喫煙コーナー数に占める割合 (%)

表7 喫煙コーナーの設備

	計	本府省	管区機関	その他の機関
喫煙コーナー数	1 4 7 1 (1 0 0 . 0)	9 5 (1 0 0 . 0)	5 1 4 (1 0 0 . 0)	8 6 2 (1 0 0 . 0)
排気装置を設置	4 1 5 (2 8 . 2)	5 8 (6 1 . 1)	9 6 (1 8 . 7)	2 6 1 (3 0 . 3)
空気清浄装置のみ設置	9 0 8 (6 1 . 7)	3 7 (3 8 . 9)	4 0 5 (7 8 . 8)	4 6 6 (5 4 . 1)
排気装置、空気清浄装置とも設置していない	1 4 8 (1 0 . 1)	0 (0 . 0)	1 3 (2 . 5)	1 3 5 (1 5 . 7)

(注) () 内は喫煙コーナー数に占める割合 (%)

表8 今後の喫煙対策の取組 (複数回答)

	官署数 (計)	本府省	管区機関	その他の機関
庁舎内一切禁煙	3 9 (4 . 6)	0 (0 . 0)	8 (4 . 1)	3 1 (5 . 1)
事務室及び会議室内一切禁煙	7 7 (9 . 1)	2 (5 . 4)	1 6 (8 . 2)	5 9 (9 . 6)
指針を満たす喫煙室・喫煙コーナーの設置・改善	2 7 4 (3 2 . 5)	1 2 (3 2 . 4)	6 2 (3 2 . 0)	2 0 0 (3 2 . 7)
喫煙室の設置	1 1 9 (1 4 . 1)	8 (2 1 . 6)	3 3 (1 7 . 0)	7 8 (1 2 . 7)
喫煙コーナーの設置	1 8 (2 . 1)	0 (0 . 0)	2 (1 . 0)	1 6 (2 . 6)
喫煙室の改善	3 9 (4 . 6)	1 (2 . 7)	1 0 (5 . 2)	2 8 (4 . 6)
喫煙コーナーの改善	1 1 9 (1 4 . 1)	5 (1 3 . 5)	2 3 (1 1 . 9)	9 1 (1 4 . 9)
その他	1 2 7 (1 5 . 1)	8 (2 1 . 6)	3 1 (1 6 . 0)	8 8 (1 4 . 4)
予定なし	3 8 4 (4 5 . 6)	1 9 (5 1 . 4)	8 7 (4 4 . 8)	2 7 8 (4 5 . 4)

(注) () 内は調査官署数に占める割合 (%)

(参考1)

喫煙対策に関する指針改定のポイント

	新人事院指針 (平 15.7.10)	旧人事院指針 (平 9.4.1)
原則	空間分煙が最低基準。 可能な範囲内で全面禁煙の方向。	原則として空間分煙。
喫煙場所	庁舎内に喫煙室。 困難なときは、喫煙コーナー。 可能な範囲内で、庁舎外に喫煙所。	喫煙室、喫煙コーナー等の設置。
喫煙コーナーの位置	事務室、会議室は不可。 食堂は勤務時間中は不可。	事務室、会議室、厚生施設以外の場所。 困難な場合は、事務室又は厚生施設。
喫煙場所の設備	屋外への排気装置。 喫煙コーナーは、他の区域と仕切る。	必要に応じ、煙の拡散防止設備、 煙の除去設備、煙の屋外排出設備、 空気清浄機、喫煙場所を他の区域と仕切るための設備等。
空気環境基準	喫煙室等及びその周辺の浮遊粉じん濃度 0.15mg/m ³ 以下、一酸化炭素濃度 10ppm 以下。 喫煙室等へ向かう気流の風速 0.2m/s 以上。	なし
喫煙タイム	不可	喫煙コーナーを確保できない場合は、禁煙タイムを設定。 食堂は食事時間帯は禁煙。 会議中は禁煙。
禁煙サポート	健康診断の結果必要な者及び禁煙を希望する者に実施。	健康診断の結果必要な者に実施。 禁煙を希望する者に実施が望ましい。

(参考2)

喫煙対策実施状況調査（人事院職員局実施）

1 調査機関

1, 146官署（本省庁及び管区機関は全官署、その他の官署は抽出）

2 調査時期

平成11年10月

3 調査結果

	計	本省庁	管区機関・地方支分部局等
調査官署数	1, 146	44	1, 102
事務室内一切禁煙 官署数	349 (30.5%)	8 (18.2%)	341 (30.9%)

(注) () 内は調査官署数に占める割合。

公共交通機関の受動喫煙防止対策取組み状況について

(1) 鉄軌道駅、鉄軌道車両

➤ 公営地下鉄

- ・ 地下鉄については、駅構内、車両、ホーム上ともに全面禁煙を実施。

➤ 民鉄

【駅構内】

- ・ 平成15年5月1日より関東民鉄10社で、駅構内全面禁煙を実施。
- ・ 名鉄では、平成17年1月より駅構内全面禁煙を実施。
- ・ 関西民鉄各社では、ホーム上での分煙措置を実施。うち阪神と阪急では、朝夕の混雑時に禁煙タイムの設定。

【車 両】

- ・ 普通車両については全社禁煙。特急列車においては分煙措置。

➤ J R

【駅構内】

- ・ 駅構内の喫煙所の移設・集約及び喫煙室の整備を実施。
- ・ 首都圏エリアにおいて禁煙タイム(6:30-9:30)の設定。

【車 両】

- ・ 普通車両については全面禁煙を実施。
- ・ 特急列車については、全面禁煙(JR北海道(2006年3月から)、JR東日本(2007年3月から)、全席禁煙(JR四国(2008年3月から)、)又は喫煙車両の削減(JR東海・JR西日本・JR九州)を実施。

(2) バス車両、バスターミナル

➤ 乗合バス

- ・ 法令により原則禁煙。

➤ 貸切バス

- ・ 実態上原則禁煙。

※ 旅行会社等によるチャーターの場合は原則禁煙。

特定の団体との貸切契約の場合は、喫煙は契約者の団体の判断による。

➤ バスターミナル

- ・ 平成15年5月1日より、一般バスターミナル事業者19社について、バスターミ

ナル、ロビー及び待合室の全面禁煙、又は分煙化を実施。

(3) タクシー

➤ 法人・個人タクシー

- ・ 2007年3月末時点で、全国の法人・個人事業者の禁煙タクシー車両数は12,461台で、全タクシー車両数に占める割合としては5%程度。
- ・ 最近では、2006年4月から実施した大分市をはじめ、2007年5月からの名古屋市とその周辺地域などで、業界団体の主導により、一定の地域を全面的に禁煙化する取り組みが増加してきており、2008年1月からは東京都内で全面禁煙化を実施。
- ・ 地域における全面禁煙化の増加により、2008年3月1日現在の全国の法人・個人事業者の禁煙タクシー車両数（概数）は約13万台となり、全タクシー車両数に占める割合としては約50%まで急増。

※ 全国乗用自動車連合会及び全国個人タクシー協会調べ（概数は2007年3月末の数値に新聞記事等から集計した数値を加えたもの）。

(4) 航空機、航空旅客ターミナル

➤ 航空機

- ・ 既に機内禁煙を実施。

➤ 航空旅客ターミナル

- ・ 羽田空港等主要空港において建物内に喫煙室を設置し、分煙を実施。

(5) 旅客船、ターミナル

➤ 旅客船

- ・ 主要航路及び長距離フェリーにおいては、分煙措置を行っているところ。
- ・ 離島航路については、一部において分煙措置を行っているところ。

➤ 旅客船ターミナル

- ・ 主な旅客船ターミナルにおいては、建物内に喫煙室の設置等を行い分煙を実施。

受動喫煙防止対策のあり方に係る論点（案）

1. 受動喫煙防止対策のより一層の推進が求められる施設について
 - ・健康増進法において、受動喫煙防止対策を実施すべき対象施設は多種多様である。
 - ・受動喫煙防止対策の実施状況、各施設の態様等を踏まえ、受動喫煙防止対策のより一層の推進が求められるのはどのような施設か。

2. 施設の態様に応じた受動喫煙防止対策について
 - ・施設の規模・構造、利用状況等は、各施設により様々であり、施設の態様や利用者のニーズ等を踏まえ、各施設において、どのような受動喫煙防止措置が求められるか。
 - ・全面禁煙の実施がより一層求められるは、どのような施設か

3. 受動喫煙防止対策を推進するための方策について
 - ・今後、受動喫煙防止対策をより一層推進するために、どのような方策が必要か。

4. 分煙効果判定基準について
 - ・近年の知見の進歩に伴い、平成14年に取りまとめられた「分煙効果判定基準策定検討会報告書」の内容のうち、見直す必要がある事項はないか。